

# 官報

号外  
平成二十四年七月十一日

## ○第百八十回 参議院会議録第十九号

平成二十四年七月十一日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第十九号

平成二十四年七月十一日

午前十時 本会議

第一 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保障制度改革推進法案、子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件  
議事日程のとおり

平成二十四年七月十一日 参議院会議録第十九号

○議長(平田健二君) これより会議を開きます。

日程第一 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保障制度改革推進法案、子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)  
以上六案について、提出者から順次趣旨説明を求めます。国務大臣小宮山洋子君。

(国務大臣小宮山洋子君登壇、拍手)

○国務大臣(小宮山洋子君) ただいま議題となりました公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

まず、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案について説明いたします。

国民年金制度の創設から五十年が経過し、少子高齢化の進展、産業構造の変化、近年の非正規労働者の増加等、公的年金制度を取り巻く社会や経済の状況が大きく異なっております。

このような変化に対応し、公的年金制度を、信頼され、将来にわたって持続可能なものとしていくためには、年金の最低保障機能の強化を図るとともに、働く意欲を抑制しない、働き方に中立的な制度としていく必要があり、こうした観点に立つて現在の公的年金制度の見直しを行うことが必要です。

特に、公的年金制度を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、基礎年金の国庫負担割合二分の一の維持と恒久化が不可欠であり、税制の抜本的な改革により、安定した財源を確保して基礎年金の国庫負担割合を二分の一とする必要があります。

このような状況を踏まえ、現在の公的年金制度の機能強化等を図るため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の主な内容について説明いたします。

第一に、公的年金制度の最低保障機能の強化を図るため、老齢基礎年金、老齢厚生年金等の受給資格期間を二十五年から十年に短縮するとともに、所得に関する一定の基準に該当する受給権者は、老齢基礎年金、障害基礎年金等の額の加算を請求できるようにすることとしています。この措置の導入と併せて、所得が一定の基準を上回る受給権者の老齢基礎年金について、その額の二分の一を上限に支給を停止する措置を設けることにしています。

また、遺族基礎年金について、父子家庭にも支給することとしています。

第二に、公的年金制度を将来にわたって持続可能なものとしていくため、安定した財源を確保し

て基礎年金の国庫負担割合を二分の一とする年度を平成二十六年度と定めるとともに、平成二十四年度の基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするための差額分等として発行される国債の償還期間や手続等を定めることとしています。

第三に、厚生年金保険と健康保険の被保険者の範囲を拡大することとし、一週間の所定労働時間が二十時間以上であり、かつ、報酬の月額が七万八千円以上である等の一定の要件に該当する短時間労働者についても、従業員が常時五百人以下の事業主に使用される者を除き、その被保険者とするにしています。

第四に、産前産後休業を取得する被保険者については、申出により、厚生年金保険と健康保険の保険料を免除する等の措置を講ずることとしています。

第五に、こうした見直しについて、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法等についても同様の改正をすることとしています。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律による消費税の第二段階目の引上げの日に当たる平成二十七年十月一日としています。

政府としては、以上を内容とする法律案を提出しましたが、衆議院で次の六つの事項を主な内容とする修正が行われています。

第一に、低所得である高齢者等への年金額の加算に関する規定、高額所得による老齢基礎年金の支給停止に関する規定、交付国債の償還等に関する規定を削除すること。

第二に、短時間労働者への厚生年金保険と健康

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保障制度改革推進法案、子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(趣旨説明)

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、社会保険制度改革推進法案、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

保険の適用拡大について、拡大の対象となる者の月額賃金の要件と厚生年金保険の標準報酬月額の下限を七万八千円から八万八千円に改めるとともに、この改正の施行期日を平成二十八年四月一日から平成二十八年十月一日に繰り下げる。

第三に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、低所得である高齢者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講じられるものとする旨の規定を追加すること。

第四に、高額所得による老齢基礎年金の支給停止について、引き続き検討する旨の規定を追加すること。

第五に、短時間労働者に対する厚生年金保険と健康保険の適用範囲を更に拡大する旨の規定について、平成三十一年九月三十日まで検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第六に、国民年金の第一号被保険者に対する出産前六週間と出産後八週間の国民年金保険料の免除措置について検討が行われるものとする旨の規定を追加すること。

以上が、この法律案の趣旨です。

次に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、説明いたします。

被用者年金制度の一元化について、多様な働き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す平成二十四年二月十七日の閣議決定、社会保障・税一体改革大綱に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、

将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保するため、厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者年金各制度を厚生年金制度に統一することを柱とし、所要の措置を講ずるため、この法律案を提出しました。

以下、この法律案の主な内容について説明いたします。

第一に、厚生年金の被保険者範囲を拡大して公務員と私学教職員を適用対象とし、各共済組合法で共済年金に関する規定の削除等の所要の規定の整備を行うことにしています。また、共済年金にあつた遺族年金の転給制度を廃止する等の官民格差の解消を行い、加えて、加給年金等について、民間企業の期間と公務員等の期間を通算して加算することとしています。

第二に、保険料率について、平成二十七年から公務員と私学教職員の保険料率の段階的引上げを法律に位置付けた上で、公務員については平成三十年、私学教職員については平成三十三年に厚生年金の保険料率の上限である一・八・三％に統一することとしています。また、民間被用者や公務員等を含む厚生年金制度全体の負担と給付の状況を、年金特別会計厚生年金勘定に取りまとめて計上することとしています。

第三に、事務処理を効率的に行うため、共済組合等や私学事業団も厚生年金事務の実施機関として活用することとしています。また、共通財源である積立金に関する管理運用の基本的な指針の策定や、運用状況の公表、評価等は、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協力して行うこととしています。

第四に、共済年金にある公的年金としての職域部分は、この法律案により廃止することとしています。一方、附則で、廃止後の新たな年金について

では、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、職域部分の廃止と同時に設けることにしています。

第五に、国民負担を抑制する観点から税負担による追加費用を減額するため、恩給期間に係る給付について二七％引き下げることとしています。ただし、財産権への配慮から、給付額に対する引下げ割合の上限を一割とし、二百三十万円を下回る減額はしないといった措置を講ずることとしています。

以上のほか、関係する法律の改正について所要の措置を行うことにしています。

最後に、この法律の施行期日は、平成二十七年十月一日としています。また、追加費用等の減額については、公布の日から起算して一年を超えない範囲で政令で定める日としています。

政府としては、以上を内容とする法律案を提出しましたが、衆議院で、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、子ども・子育て支援法等に対する修正に伴い、必要な技術的な修正が加えられています。

以上が、二つの法案の趣旨です。

次に、子ども・子育て支援法案、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、その趣旨を説明いたします。

子供は社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子供を産み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

現在、子供や子育てをめぐる環境の現実は厳しく、核家族化や地域つながりの希薄化によって子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、多くの待機児童が生じている地域

もあることや本格的な人口減少社会が到来したことから、国や地域を挙げて子ども・子育てへの支援を強化していかなければなりません。

全ての子供に良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、幼保一体化を含め、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡大、家庭での養育支援の充実を図ることが求められています。

子ども・子育て支援法案は、こうした状況に基づいて、現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、市町村が制度を実施し、国と都道府県が重層的に支える一元的な制度を構築するために提出しました。

この法律案の主な内容は、次のとおりです。

第一に、市町村は、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととし、国と都道府県は、給付と事業が適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならないこととしています。

第二に、子ども・子育て支援給付は、子供のための現金給付と子供のための教育・保育給付とします。子供のための現金給付は児童手当の支給とします。子供のための教育・保育給付は、こども園給付費、地域型保育給付費等の支給とします。給付を受けようとする保護者は、市町村に対し、支給認定を申請し、その認定を受けることにしています。

第三に、内閣総理大臣は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を定めることとし、市町村と都道府県は、国の定める基本指針に即して教育、保育の提供体制の確保等に関する計画を定めることにしています。

第四に、子供のための教育・保育給付と地域子

第五に、内閣府に、この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、子ども・子育て会議

以上が、子ども・子育て支援法案の趣旨です。次に、子ども・子育て支援法及び総合子ども園

この法律案は、子ども・子育て支援法と総合こども園法の施行に伴い、就学前の子どもに関する

政府としては、以上を内容とする法律案を提出しましたが、子ども・子育て支援法案について、

第一に、教育・保育施設の定義を置き、認定こども園、幼稚園及び保育所をいうものとするこ

官公署に対し必要な文書の閲覧を求めること等ができる者を、小学校就学前の子供、子供の保護者

前の子供が、市町村長が確認する教育・保育施設から当該確認に係る教育、保育を受けたときは、

---

第五に、教育・保育施設の確認は、設置者の申請により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校

第六に、地域子ども・子育て支援事業に、子供及びその保護者の身近な場所において、地域の子

の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総

育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて

後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を

支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基

合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると

---

第十一に、市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うた

第十二に、施行日に確認があつたものとみなさ

また、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備

の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に

めようとするものです。

そのうち、児童福祉法の主な修正点について説

に伴う修正として、一、事業所内保育事業を、児童福祉法に規定するよう改正規定の整備を行うこと

© 2006 The Authors  
Journal compilation © 2006 Blackwell Publishing Ltd

由を設けること等の所要の整備を行うこと、四、都  
保育所及び家庭的保育事業等の認可について、都

ないものとするほか、家庭的保育事業等の認可に当たっては、市町村は児童福祉審議会その他児童

第二に、市町村が担う保育に対する責任に関する規定の修正として、一、児童福祉法第二十四条

の労働等の事由により、児童が保育を必要とする場合において、次に定めるところによるほか、当

又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとするこ

ができない場合にも対応することで、保育の実施に関する市町村の権限と義務を強化すること、

を、当分の間、待機児童の有無にかかわらず実施することとすること。

---

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金制度の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一部を改正する法律案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案、社会保険制度改革推進法案、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

育を行うことを目的とする施設にすることなど、所要の規定の整備、修正を行うこと。

以上、二つの法律案の趣旨について説明いたしました。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。（拍手）

○議長（平田健二君） 衆議院議員長妻昭君。

（衆議院議員長妻昭君登壇、拍手）

○衆議院議員（長妻昭君） おはようございます。

ただいま議題となりました社会保険制度改革推進法案について、提出者を代表して、その趣旨を御説明いたします。

近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大や生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化をしております。

このような状況に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律附則第四十条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡が取れた持続可能な社会保障制度の確立を図ることが求められております。

そのため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、総合的かつ集中的に推進することとした次第であります。

以下、本法案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、社会保障制度改革の基本的な考え方として、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助

け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと、社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること等を定めること。

第二に、社会保障制度改革の基本方針を、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度及び少子化対策のそれぞれについて定めること。

第三に、政府は、社会保障制度改革の基本方針に基づき社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、本法施行後一年以内に、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする。

第四に、平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、社会保障制度改革についての基本的な考え方にのっとり、かつ、社会保障制度改革の基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に社会保障制度改革国民会議を設置すること。

また、社会保障制度改革国民会議は委員二十人以上をもつて組織し、委員は優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命するほか、委員は国会議員であることを妨げないことなど、国民会議の組織に関する規定を設けること。

第五に、政府は、生活保護制度に関し、不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しなどの措置等を行うものとする。

なお、本法は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本法案の趣旨であります。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長（平田健二君） 衆議院議員田村憲久君。

（衆議院議員田村憲久君登壇、拍手）

○衆議院議員（田村憲久君） ただいま議題となりました就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本法案は、小学校就学前の子供に対する教育及び保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行う幼児連携型認定こども園等に関する制度を拡充しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、目的規定を改正し、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記すること。

第二に、幼児連携型認定こども園は、学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子供に対する学校教育並びに保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行うとともに、保護者に対する子育て支援を目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいうものとする。

第三に、幼児連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができるものとし、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格の登録を受けた者である保育教諭等を置かなければならないものとする。

第四に、幼児連携型認定こども園の設備及び運営について、都道府県は条例で基準を定めなければならないものとする。

第五に、幼児連携型認定こども園について、国及び地方公共団体以外の者により設置され、都道府県の条例で定める基準を満たした施設に関し、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

第六に、幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の充実を図るため、都道府県の条例で定める要件を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定するものとする。

第七に、この法律の改正後の主務大臣を、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とする。

第八に、この法律は、原則として、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものとする。

なお、附則において、政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格等について、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております。

以上が、本法案の趣旨でございます。

○議長（平田健二君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。西村まさみ君。

〔西村まさみ君登壇、拍手〕

○西村まさみ君 民主党・新緑風会の西村まさみです。

ただいま議題となりました公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案外五件について、会派を代表して質問をいたします。

社会保障と税の一体改革をめぐることは、政府と党の間で紆余曲折ありましたが、自民、公明両党との三党合意により修正案をまとめ上げ、三党の協力の下、衆議院を通過いたしました。しかし、国民の信頼を大きく失ったことは政権政党として真摯に反省をし、一日も早く信頼の回復をしなければなりません。

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度の確立は、現在の日本にとって最大のテーマでございますので、参議院におきましても徹底的に審議をし、適切な結論を見出してまいりたいと思っております。是非、丁寧かつ明確な御答弁をお願いしたいと思います。

まず、社会保障制度改革の基本的な考え方についてお尋ねいたします。

政府は、本年二月の社会保障・税一体改革大綱において、社会保障制度改革で目指すべき社会として、生き方や働き方に中立的で選択できる社会、誰もが居場所のある共生の社会等を挙げました。

一方、社会保障制度改革推進法案においては、社会保障制度改革は、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと等を基本として行われるものとするとしております。

今後の社会保障制度改革は、極めて険しい道のりを進まざるを得ません。こうした状況におい

ては、単に社会保障費の削減を求めるだけではなく、多くの国民の皆様が共感できるような考え方を示しながら、それに基づいて改革を進めていく必要があります。

そこで、野田総理大臣にお尋ねいたします。

これからの社会保障制度改革において、どのような考え方にに基づき、そして何を優先して進めていこうとお考えになっているのか、お聞かせください。

次に、社会保障制度改革における予防医療について伺います。

医療や介護の分野については、高齢者の方々が増え、医療を必要とする方、介護を必要とする方が増加する傾向にあります。これからの日本においては、予防医療を充実させることにより健康寿命の延伸を図ることが重要であります。

先般、厚生労働省が発表した最新の人口動態調査の結果によると、今回、初めて死因の第三位が肺炎であるということが出されました。

肺炎による死亡が増えた最大の原因は、誤嚥性肺炎の増加が考えられます。高齢者や介護が必要になった方、進行した認知症の患者さん等はお口の中をきれいにしておくことが非常に難しく、口の中の細菌を含む唾液などが摂食嚥下機能の低下により肺に入り、そして誤嚥性肺炎となるわけですね。

私は歯科医師でありますので、例えば歯科分野でいえば、歯科衛生士等が専門的口腔ケアをしつかりすることにより誤嚥性肺炎を予防することができると。また、全身の健康と咬合の関係については、咬合を改善してしっかりと噛むということが認知症の予防につながるという明確な調査結果も出ています。

今回の改革では、予防医療をどのように組み込んでいくのが我が国を健康長寿国にすることに

大きく関係すると思っておりますが、野田総理大臣の御見解をお尋ねしたいと思います。

社会保障制度改革推進法案骨子の五の医療保険制度において、二に、医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図るとなっておりますが、この保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図るとは、具体的にどのような意味でしょうか。

無駄な医療費を削減することは重要であります。必要な医療費の抑制や、保険免責制、ひいては混合診療全面解禁といった小泉改革の内容とは全く違うということを私は理解しておりますが、いかがでしょうか。野田総理大臣にお尋ねいたします。

次に、医療に関して、消費税法改正案についてお尋ねいたします。

社会保険診療報酬には消費税が非課税となっておりますが、現行の診療報酬体系では、医療器具等に係る消費税を賄うことができないため、医療機関が自ら多額の消費税の負担を強いられるという問題が常態化しております。

三党の合意では、消費税が八％になる二〇一四年四月までに対策について検討をし、結論を得ることが確認されておりますが、医療機関における消費税の負担がこれ以上増大することのないよう、また、患者さんである国民の負担増となり、受診抑制につながるようなように、政府には消費税引上げまでに税、財政のあらゆる面での対策を講じていただきたいと思っておりますが、野田総理大臣の前向きな御答弁をお願いいたします。

続いて、社会保障制度改革国民会議についてお尋ねをいたします。

本法案では、今後の社会保障制度の基本方針、特に高齢者医療制度及び公的年金制度について社

会保障制度改革国民会議で議論することとしていますが、この会議の人員選や審議内容、そしてスケジュールなどがいまだにはつきりしていません。社会保障は先送りと言われたいためにも、これらの点をできる限り詳しく御説明ください。

また、三党合意の確認書では、今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度に係る改革については、あらかじめその内容などについて三党間で合意に向けて協議をするとなっておりますが、この三党協議の結果と社会保障制度改革国民会議の結果とはどのような関係になるのか、どちらかに優先順位等があるのか、野田総理大臣にお尋ねいたします。

次に、年金機能強化法案についてお尋ねいたします。

年金機能強化法案に関連して、年金制度と生活保護制度の関係について、現在、四十年間国民年金を払い続けた方の年金受給額と生活保護の受給額は逆転現象が生じています。生活保護受給の方には、医療費を始め様々な扶助制度も設けられています。こういった点の不公平の是正を含め、年金制度と生活保護制度が対象とする範囲をもう一度整理し直す必要があると考えます。

生活保護と年金の関係について、小宮山厚生労働大臣にお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、子ども・子育て関連三法案についてお尋ねします。

安心して子育てができる環境、制度の整備は喫緊の課題です。政府原案では、従来から縦割り行政の典型とされてきた幼稚園行政と保育所行政の一元化、いわゆる幼保一体化の実現並びに保護者に対する子育て支援を行うことを目指して総合子ども園を創設することとしていました。しかし、自民、公明両党との三党協議の結果、残念ながら総合子ども園法案は事実上廃案となりましたが、

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保険制度の改革推進法案、子ども・子育て支援法案、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

認定こども園法改正案の条文を参照しますと、株式会社等の参入等一部を除き、政府の総合こども園法案と非常に共通点は多く、子ども・子育て関連三法案は、民主党の従来の政策が十分に盛り込まれた修正を経て本院に送られてきたと考えています。

民主党の主要政策の一つである子ども・子育て支援についてどのように反映されているのか、この政策には従来から取り組まれていたしやいまいた小宮山少子化担当大臣に御見解をお尋ねいたします。

最後に、国民生活の安心を将来にわたって確保するためには、社会保障制度を抜本的に改革する必要があります。総理の強いリーダーシップに御期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 民主党・新緑風会を代表しての西村まさみ議員の御質問にお答えをいたします。

まず第一に、今後の社会保障制度改革についてのお尋ねがございました。

急速な少子高齢化、雇用や家族、地域社会の在り方が変化の中で社会保障を持続可能にするためには、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心という現在の社会保障制度を見直し、給付、負担の両面で世代間、世代内の公平が確保された制度とすることが必要であります。

このため、今回の一体改革では、子供や子育てへの支援を強化するなど、人生前半の社会保障を手厚くし、全世代対応型へと転換をいたします。幅広い世代が負担する消費税の税率を引き上げ、社会保障の安定財源を確保いたします。こうして社会保障の充実、安定化と財政健全化の同時達成

への第一歩として、安心で希望と誇りの持てる社会の実現を目指してまいります。

またあわせて、デフレ脱却や経済活性化に向けて全力で取り組むとともに、身を切る政治改革、行政改革も包括的に進めてまいります。

私としては、一体改革は待ったなしの課題であり、決断する政治の象徴的なテーマとして、何としてもやり抜かなければならないと考えております。引き続き国民の皆様の御理解をいただけるよう努力をまいります。参議院におかれましても、是非とも、早期成立に向け、真摯な御議論をお願いをしたいと思います。

次に、歯科医師としての御経験を踏まえて予防医療についての御見識をお示しをいただき、それを踏まえた御質問をいただきました。

一体改革大綱には、予防接種、検診等の疾病予防や介護予防を進めることなどを盛り込んでおります。国民の健康寿命を更に延ばすため、予防医療に取り組むことは大変重要と認識をしております。御提言のあった歯科の分野も含めまして、しっかりと取り組んでまいります。

続いて、医療保険制度の保険給付についてのお尋ねがございました。

お尋ねの改革推進法案の該当部分については、必要かつ適切な医療に対して保険給付を行うという医療保険制度の基本的な考え方を踏まえた上で、保険給付の対象範囲について必要な見直しを行う趣旨を規定したものと理解をしております。次に、社会保険医療に係る消費税についてのお尋ねがございました。

今般の三党合意においては、消費税率の8%への引上げ時までに、高額の投資に係る消費税負担について、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当てを行う具体的な手法について検討し、結論を得る、また、医療に関する税制

上の配慮等についても幅広く検討を行っていくとの方針が示されたところであり、政府としても、今後、この方針を踏まえて消費税率8%の引上げ時までに適切な対策を検討してまいります。

次に、社会保障制度改革国民会議及び三党協議との関係についてのお尋ねがございました。

国民会議については、改革推進法案の成立後、法律に基づき、委員の大選や事務局の設置等を行い、速やかに開催できるよう準備を進める必要があると考えております。また、国民会議においては改革推進法案に盛り込まれた基本方針に基づいて審議し、必要な法制上の措置については法施行後一年以内に審議の結果等を踏まえて講ずることとされております。

今後の公的年金、医療、介護や子育て支援については、法案や三党合意に従って議論を深めていくことで、一体改革の趣旨に沿って、信頼され、安心できる制度を構築してまいります。

なお、具体的な国民会議の大選等や三党協議と国民会議の関係については、法案の規定や参議院での御審議、提案された三党の御意見を踏まえまして対応していきたいと考えております。残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。（拍手）

〔国務大臣小宮山洋子君登壇、拍手〕

○国務大臣（小宮山洋子君） 西村議員からお尋ねの年金と生活保護の逆転現象についてですが、それぞれの役割や対象者、仕組みが異なりますが、そうした説明だけでは納得していただきにくい状況にあると考えています。

このため、今年五月に立ち上げました社会保障制度の低所得者対策の在り方に関する研究会の中で、年金とのバランスで生活保護の額がどうあるべきかということを含めて、両制度の関係の在り方について総合的に検討を行うことにしていま

す。

なお、生活保護の基準につきましては、現在、生活保護基準部会で、五年に一度実施される全国調査データ等を用いて専門的かつ客観的な検証を実施して、今年末をめどに結論を取りまとめる予定です。

二点目の子ども・子育て関連三法案については、政府提出法案では、質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的な提供、待機児童の解消、地域の子育て支援の充実などを実現するため、必要な仕組みの導入を目指してまいりました。

修正等を経ました現在の関連法案では、一つは、幼保一体化の先駆的な取組であります幼保連携型認定こども園について、二重行政という課題を解消するため、単一の施設として認可、指導監督等を一本化するということ、財政支援が少ないという課題については、こども園給付で充実をさせるということ、また、学校と児童福祉施設としての法的位置付けを持たせる、こうしたことから、幼児期の質の高い学校教育、保育が提供できる形になつていきます。

そして、これは修正をされた点ですが、保育につきましましては、市町村の実施義務を堅持をして、市町村と利用者の契約とすることになりました。

また、指定制は導入をしません、認可制を前提としながら、これまで行われてきた裁量によって認可しないということがないように、基準を満たせば認可をする、そういう仕組みにすることに、質を確保しながら保育等の量的拡大を図るということ、また、小規模保育、家庭的保育などの地域型保育、これは市町村の認可事業として財政支援を拡充することになっています。

こうした取組によりまして、政府提出案によって目指してまいりました子育て支援を充実するといふ、この方向性は与野党で共有をされるもので、



○議長(平田健二君) 石井準君。

〔石井準一君登壇、拍手〕

○石井準一君 自由民主党の石井準一です。

私は、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会を代表して、社会保障制度改革推進案等について質問をいたします。

野田総理、総理と私は、昭和六十二年に千葉県  
議会議員に当選した同期生でありますね。年も一  
緒、昭和三十二年生まれであります。当時の総理  
は、爽やかな若手政治家として、いつも未来をさ  
語っていたものであります。松下政経塾出身の衆  
目を集める政治家の一人として、大いに期待をさ  
れておりました。

その後、総理は国政に進み、私は県議会議員を五期務め、現在、参議院議員として活動しております。私は、同郷の同期生が総理大臣になったことを大変誇りに思っております。党派こそ違いますが、我々の政治家としての原点は同じだということからであります。

しかし、総理になってからのあなたは、理想と現実との食い違いに大変苦しんでいるように見えます。そして、苦しんだ末に、理想よりも現実を選んだということなのでしょう。最近、総理の口から、かつてのように未来や理想についてのお話を聞くことがなくなってしまったように思われます。

総理は、消費税増税に政治生命を懸けると繰り返されております。いつごろからそのような考え方になったのでしょうか。総理が政治家になられたときの理想は何だったのか、また、今、総理が

次に、本日の議題になっております一体改革推

進法案と、その基になった三党合意について伺います。

法案では、自助、共助、公助が最も適切に組み合わされるよう留意すると書かれております。また、年金、医療及び介護においては社会保険制度を基本とすると書かれております。

先日、衆議院の審議で我が党の谷垣総裁が主張したように、これは民主党のばらまき政策に歯止めを掛ける宣言にほかなりません。これまで民主党は、何でも社会で面倒を見ると言わんばかりりに、社会保障分野に野方図に税金を投入するといいう政策を主張してきました。子ども手当も、最低保障年金も、生活保護の拡大もそうであります。

今回三党の共通認識として、そうした考え方は否定するという大原則を示したわけであります。総理は、民主党のこれまでの基本理念がこのので、法案で否定されたと正しく認識されているのでしょうか。総理の認識をお伺いをいたします。

この法案では、民主党が主張した一体改革の中でも中心的な存在であった最低保障年金と後期高齢者医療制度廃止について、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得るとなっており、我が党が国民会議に参画するならば、こゝま

を認める結論には決してなりません。つまり、実現は不可能になったということであります。このような認識でよいのか、我が党の法案提出者にお伺いをいたします。

また、後期高齢者医療制度については、閣議決定の中で、平成二十四年通常国会に廃止のための法案を提出すると時期も明示をされております。しかし、そのスケジュールも実現不可能となりました。

このように、政府が閣議決定し

このように、政府が閣議決定した「一体改革大綱」は既に破綻をしております。政府においては閣議決定を撤回する若しくは修正する必要があると考えます。そのおつもりはあるのか、総理にお伺いをいたします。

最低保障年金や後期高齢者医療制度廃止以外にも、今回審議をされている法案の中には明らかに閣議決定と違う結論になったものがあります。幼児一体化、低所得者への年金加算、交付国債などについては閣議決定とは完全に違う内容となりました。

これらについては政府はどう対応するのでしょうか。これも閣議決定を撤回するほかにないと考えますが、いかがでしょうか、総理にお伺いをいたします。

さらには、こうしたもろもの社会保障政策を含んだ民主党マニフェストの破綻も、今回の法案によってますます確実になってきました。誰がどう見ても、国民との約束違反であります。総理はこの責任をどう取るおつもりなのでしょうか。少なくとも、マニフェストを完全撤回し、国民に謝罪をすることが不可欠と考えますが、そのお考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

次に、採決で造反をした民主党議員への対応についてお伺いをいたします。

今回の法案は三党合意に基づいた内容になって  
いるわけでありますから、法案に対する造反は、

我々は、三党合意の当事者として、造反者を厳

しく処分すべきだと考えます。これは他党への干渉でも何でもありません。党と党との信頼関係の問題だからです。ところが、民主党は、離党してない造反者に対しては甘い処分をするに留めております。民主党議員の数が減つては困るから甘い処分にする、そんな考えだとすれば、許されることではありません。

ここで甘い処分を許してしまつては参議院の採決にも悪影響が出ます。参議院で三党合意に対する造反を出さないためにも、造反者をより厳しく処分すべきだと考えます。その考えはあるのか、総理にお伺いをいたします。

また、今回、政権と党内部から、公党間の約束を破ったこれだけの造反者を出したことに ついて、総理の責任は免れないと考えますが、総理は御自身の責任をどう考えているのか、お伺いをいたします。

さらに、総理には、今後の参議院での採決の際には民主党に残っている人は決して造反させないと約束していただきたいと思います。そうでなければ、民主党を信用することはできません。約束できますでしょうか、お伺いをいたします。

冒頭に申し上げましたが、総理は、消費税増税に政治生命を懸けると何度もおっしゃっております。政治生命を懸けてマニフェスト違反する政策を実行することでありますから、それ相応の覚悟をお持ちだと思います。

総理にとっては、まさに苦渋の決断でありましょう。しかし、決断した以上はその責任を取る

のリーダーであります。この法案が成立したら、直ちに国民に謝罪をし、信を問うのが当然だと考えます。そして、国民に信任された新しい内閣、総理が社会保障制度改革国民会議のメンバーを選び、社会保障の将来像を描くのが筋であります。そうするお考えはあるのか、お伺いをいたします。

西郷南洲遺訓に、過ちを改むるに、自ら過つたとさへ思ひ付かば、それにてよしという言葉があります。過つたときは、自ら過つたことを素直に認め、次の一歩を踏み出すことがよいという教えであります。しかし、民主党政権になってから、過つたにもかかわらず、それを認めず、言い訳を重ねる総理や閣僚が続出をいたしました。いち早く過ちを自ら認め、自覚してごまかさず、次の一歩を踏み出すこと、それがいずれも勇気の産物だと思えます。両方が成立して初めて、あなたの好きな未来という言葉が開けてくるのではないのでしょうか。

総理には、どうか、その最後の一人として名を連ねることがないようにしていただきたいと思えます。同期生からの忠告であります。総理は、この法案が成立した後、潔く民主党の過ちを認め、次の一歩を踏み出すべく、直ちに解散・総選挙を行っていただきたい。

それは恐らく、民主党にとっては最後の一步となるでしょう。しかし、総理には政治家として新たな一歩を踏み出していただきたい。そのように強く求めまして、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣野田佳彦君 自民党、石井議員とは同郷であり、同い年であり、そして二十代のころからの四半世紀を超えるお付き合いでございますが、こうして御質問をいただいたこと、大変感慨深いものがございます。しっかりとお答えを

してまいりたいと思います。  
まず最初に、一体改革に政治生命を懸けるといふ発言と政治家としての理想に関する御質問をいただきました。

政権交代後、税収の大幅な落ち込み、東日本大震災、欧州の金融危機などに直面し、将来世代への負担の押し付けは限界に来ております。

社会保障・税の一体改革を送り出す時間はもう残されておりません。そのような認識の下、私は昨年の民主党代表選挙において一体改革の実現を訴え、代表に選出をされ、内閣総理大臣に就きました。以来、その実現に政治生命を懸けて今日に至っております。

また、私が政治家になったときの理想についての御質問もいただきました。

私は大学在学中、ベンの方で政治を正していきたいという志を抱いておりましたけれども、卒業前に松下政経塾の第一期生募集の広告を見て入塾し、そして、松下幸之助さんの抱かれていたこの国の政治の在り方や財政に関する危機意識の深さに触れ、大きな影響を受けました。大震災からの復旧・復興、原発事故との戦い、経済金融危機への対応のみならず、社会保障、財政の持続可能性に対する危機を克服することや決められる政治をつくり上げることが、私が政治家を志したときの志、理想に向かう方針と大きく重なっていると申し上げておきたいと思えます。確かに、厳しい政治情勢の中で理想を押し通すということはなかなか難しい局面があります。

私は、尊敬する政治家の一人にジョン・F・ケネディの弟のロバート・ケネディがおります。そのロバート・ケネディの言葉の中で、理想だけ追いかけていたんでは政策遂行できない、現実だけを追いかけていたんでは政治に涙がない、ロマンがない、必要なことはアイディアリズム・ウィズア

ウト・イリュージョン、幻想なき理想主義、この言葉が今大変胸にしみているところでございます。

次に、第二問は、民主党の社会保障の考え方についてのお尋ねがございました。

今回の社会保障改革については、自助、共助、公助の最適バランスに留意し、個人の尊厳の保持、自立自助を国民相互の共助・連帯の仕組みを通じて支援していくことを基本にするというのが政府・与党の考えであります。これに対して、野方図に税金を投入する政策を主張しているとの御指摘は当たらないと考えております。

また、御指摘の子ども手当や最低保障年金など、民主党のこれまでの主張や提案についても、必要なセーフティネットの機能強化を目的とするものであり、野方図に税金を投入するものではないと考えております。

今回、三党で合意された一連の法案修正案や改革推進法案、確認書の内容は、三党のそれぞれの主張や政策の下で、待ったなしの社会保障の充実、安定化のために国民の立場に立つてぎりぎり意見の一致を図る努力を行っていた成果であると認識をしております。したがって、三党合意や改革推進法案によつて、いずれの政党の固有政策が否定されたとか、されないといった問題であるとは考えておりません。今回合意された枠組みの中で、信頼され、安心できる社会保障制度の構築を目指して、いずれの主張も排除することなく真摯な協議が行われることが重要であると考えております。

次に、一体改革大綱の撤回、修正、幼保一体化、低所得者への年金加算、交付国債等に係る対応についてのお尋ねがございました。  
今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度に係る改革については、三党合意において、あらか

じめその内容等について三党間で合意に向けて協議することとされており、政府としては、協議に先立って大綱を撤回したり修正したりするのはなく、協議の結果を踏まえて対応したいと考えております。

また、三党合意に基づき衆議院で法案が修正された子ども・子育て支援や年金制度の改革については、政府としては、国会での御審議の結果に従って対応していくこととしており、改めて大綱の撤回又は修正の手段を取ることは考えておりません。

なお、低所得者への年金加算については、三党合意により、新たな低所得高齢者、障害者等への福祉的給付措置を講ずることとされ、必要な法制上の措置を講ずることとなっております。

また、交付国債については、三党合意を踏まえ、これに代わる基礎年金国庫負担の財源に関する所要の法的措置について検討を進めているところでございます。

次に、マニフェストに関するお尋ねがございました。

一体改革関連法案に係る三党の確認、合意によつて民主党のマニフェストが破綻し、撤回の必要があるとの御主張でございますが、それには同意できません。

三党合意には、各党の固有の政策を撤回するという文言は入っていないことは御承知のとおりでございます。公的年金制度や高齢者医療制度については三党間であらかじめ協議することになっております。また、推進法が成立した段階では、政府に国民会議が設置され、この場で幅広い観点に立つて議論が行われることになっております。これらの議論の過程において、民主党は民主党としての考えを御説明をし、関係各位の御理解を得たいと考えております。



マニフェストについては、少しでも多く実現できるように努力し、国民の審判をいただく際には、できなかったことについてその理由を丁寧に御説明したいと考えております。

次に、党内の処分と参議院採決について御質問をいただいております。

一体改革関連法案のさきの衆議院採決における民主党内の反対、欠席、棄権者に対する処分が甘いのではないかと、また、いわゆる造反者が出たことに對する私の責任、さらには、参議院における採決について御質問をいただいております。

一体改革関連法案の衆議院採決に際しては、民主党から多くの反対者、欠席、棄権者が出たこと、また、多くの議員が離党を表明し、除籍処分としたことは、極めて残念かつ遺憾であります。

党代表として、責任を重く受け止め、国民の皆様へ深くおわびを申し上げます。また、国会日程等につきまして、自民党を始め各党派の皆様にもおわびを申し上げたいと思います。

御批判については真摯に受け止め、政府・与党として意思統一を固め、一致結束して、三党合意を踏まえつつ、参議院での一体改革関連法案の成立を期すことで私の責任を果たしていく決意であります。

衆院採決においては、党内から反対者等が出ましたが、民主党は、公党間の確認、合意を誠実に守ったこと、また、党議決定違反者に対しては党内のルールに基づき厳正に処分したことを御理解をいただきたいと思います。

また、参議院においては、一体改革の意義と三党合意の意味するところについて、両院議員総会の開催、全国幹事長会議の開催等を含めまして意思統一を強め、参議院執行部とともに全議員一致結束して全力を挙げることを表明いたします。

次に、一体改革関連法案後の解散に関する御質問をいただきました。

社会保障と税の一体改革を断行することが私の責務だと考えております。三党合意を踏まえ、関連法案の成立に向け、全力で取り組んでまいれる所存であり、参議院における御審議と可決、成立に向け、是非とも御協力をお願いいたします。

社会保障制度改革国民会議につきましては、共同提案した三党の御協力もいただきながら、法案成立後、速やかかつ円滑なる設置を図ってまいりたいと考えております。

なお、解散については、従来から申し上げているとおり、やるべきことをやり抜いた後で適切な時期に国民の信を問いたいと考えております。

以上です。(拍手)

(衆議院議員鴨下一郎君登壇、拍手)

○衆議院議員(鴨下一郎君) 石井準一議員にお答えを申し上げます。

三党合意の確証書では、今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度に係る改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向け協議すると、こういうことになっております。また、社会保障制度改革推進法では、今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ると。さらに、今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得る、こういうことが盛り込まれております。

民主党が提案する最低保障年金を含む新年金制度の扱いについても、あるいは後期高齢者医療制度の扱いについても、三党の合意及び改革推進法案の内容に従って適切に対応していくことになると考えております。

ただ、石井議員からは、我が党が国民会議に参加する以上はこれらを認める結論にはならない、こういう御指摘であります。この認識は私も共有をしております。

また、後期高齢者医療制度については、改革推進法案の中で必要に応じてとされておりますが、私どもとしては、今国会への法案提出は難しいと考えております。そのような状況になれば、三党間において国民会議で検討すると確認しておりますので、事実上、後期高齢者医療制度の廃止は難しいものと、こういうふうと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(平田健二君) 橋本聖子君。

(橋本聖子君登壇、拍手)

○橋本聖子君 自由民主党の橋本聖子でございます。私は、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会を代表して、子ども・子育て支援法案等について質問をいたします。

今回の法案は、三党合意によって政府案が修正され、基本的に自民党、公明党の案に沿ったものになりました。調整に当たった関係各位の御尽力に敬意を表します。

同時に、これから制度を具体化していくに当たっても、これまで幼児教育・保育の関係者が積み上げてきた成果を大切に、全ての子どもたちが質の高い教育を受けられる制度にしていきたいと思います。

まず、法案の内容について伺います。

三党合意に基づく修正案では、現行の幼稚園、保育所、認定こども園の制度を基本として、幼児教育・保育の充実を図っていくことになりました。同時に、これまでの文部科学省、厚生労働省に加えて、内閣府にも担当大臣や担当部局が設置されることとなります。

この体制は、見方によっては、幼児教育・保育制度が一元化ではなく三元化になってしまうという批判もあるかと思いますが、もちろんそういう趣旨ではないと思いますが、こういった批判に対してどう説明していくのか、我が党の提案者にお伺いをいたします。

今回の修正で、当初の政府案にあった株式会社への参入がなくなったことは高く評価をしたいと思っております。既に特区では株式会社への参入が行われておりますが、必ずしも順調にいったいない例も見られます。問題点が多いため、特区の全国展開は見送られることになりましたが、そういう状況にもかかわらず、学校教育の一環である総合こども園に株式会社への参入を認めようとした当初の政府案は、大変乱暴なものだったと言わざるを得ません。

今回は幸いにも政府案は修正されたわけですが、今後とも、学校教育の一環としての幼児教育には株式会社への参入は検討する予定はないと文部科学大臣から明確におっしゃっていただきたいと思っております。

次に、保護者や子どもにとっての新制度の意味について伺います。

新制度は、当然、家庭教育を中心としながら、これまでより質の高い幼児教育を提供することを目指してきた制度でなくてはなりません。間違っても、単に子供を預けやすくする、親に楽をさせる、そういう制度であってはならないと考えます。

そこで、我が党の提案者に伺いますが、新制度によつて、親や子供の側から見るとどのような点が、保育の質の向上にどのようなつながるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保障制度改革推進法案、子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

次に、新制度の財源について伺います。  
新制度に必要な一兆円のうち、七千億円を消費税の増税で賄うとされております。しかし、残りの三千億円の財源については具体的に示されておられません。

総理に伺いますが、この三千億円の財源はどのようにしてつくられるのでしょうか。ほかの教育関係の事業を削ってこれに充てるというようなことでは困りますので、少なくともそうではないことを明言していただき、また、どのように財源をつくるのか、具体的な方策をお聞かせいただきたいと思います。

次に、新制度の周知について伺います。

今回の制度改正によって、子ども・子育て支援の制度がこれまでよりも充実する一方で、これまでよりも複雑な制度になるという面もあります。また、三党合意で案が変わりましたので、更に分かりにくくなったことも否定できません。

幼児教育・保育に携わっている関係者の方々からも難しいという声を聞くことがあるくらいです。から、今まさに子育て中の一般の方、また、これから親になるという若い方々にとって非常に難しい制度だと思えます。制度を十分に御理解いただくのはこれからの課題になるかと思えます。

そこで、特に子育て中の保護者を中心とする方々に対して、今後、新制度をどのように説明していくのでしょうか。総理に伺いますが、政府の具体策もお聞かせいただきたいと思います。

子供にとって初めての教師は親であると思えます。国や社会の役割は、全ての親が初めての教師の役割をしつかり果たせるよう見守り、支えてあげることが必要であると思えます。

これまで、我々自民党は、子供は家庭で育てるということを基本としてまいりました。それは、親を尊敬する心、人を尊敬する心の根幹を育てる

のが家庭教育だからです。家庭教育こそが社会や国を支える根幹になると言っても過言ではないと思えます。

民主党は、子供は社会で育てるという方針を掲げていましたが、もしそうなら、家庭教育の役割は何だとお考えでしょうか。子供が親を尊敬する気持ちにはどのように育てるのでしょうか。総理と小宮山大臣の御認識をお聞かせいただきたいと思います。

二十七日からロンドンにおきましてオリンピックが開催されます。私自身、子育てをやりながら、子育てとスポーツは共通する部分が多いと感じてきました。

オリンピックで活躍するスポーツ選手の姿は、人々に夢や希望、そして感動を与えます。しかし、そうした選手の活躍の裏には、人に見えない苦しい部分、見返りを求めない努力の部分があります。誰にも評価してもらえない、成果が出るから分らない、悩み苦しみながら黙々と練習をする、その長い年月があります。そうしたひたむきな努力の積み重ねがあるからこそ、成果が出たとき、目標を達成したときの喜びも大きくなり、見る人の心も動かすのだと思っております。

子育てと同じで、親がひたすら努力し、献身している時間があるからこそ、子供は親に愛されていることを感じ、人を愛し、そして人から愛されることを学びます。そうした気持ちこそが親に対する尊敬を生むことになるのだと思っております。

努力と献身は、時に苦勞のように思えるかもしれませんが、そういう意味では、子育てには苦勞があつて当然であると思えます。もちろん、過ぎた苦しみは国がしっかりと支えてあげなければなりません。子供は社会で育てるなどといった、子育ての苦勞をなくし、親を楽にさせてあげると

いう政策は、親を尊敬しない子供をつくり、国家を衰退させる道にほかなりません。

国家の未来に明るい展望が開けるには、まず、人々が、とりわけ子供たちが夢や希望や感動を持って暮らせることではないでしょうか。総理は、短時間であってもロンドンに赴いてオリンピック外交を展開したいとおっしゃっていただきました。子供たちが夢を持てる国づくりには、今回のロンドン大会のみならず、二〇二〇年の東京オリンピック、パラリンピックの招致も大変重要な国家戦略であると考えております。総理の意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

子供たちが夢を持てる国づくり、そして子育てから始まる教育は、国家百年、二百年の計であります。しかしながら、民主党の三年間は、国家百年の計に立つた国づくり、教育とは程遠いものであったと思えます。子供たちの未来のために総理には正しい道に進んでいただくよう強くお願いしますが、未来の展望が開かれなければ、解散・総選挙しかありません。総理には間違いのないこの国の進むべき道を是非お考えいただき、そのことを強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 自由民主党、橋本聖子議員の御質問にお答えをいたします。

まず、子ども・子育て支援法案の財源についてのお尋ねがございました。

三党合意に、幼児教育・保育、子育て支援の質、量の充実を図るため、今回の消費税率の引上げによる財源を含めて一兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする旨が盛り込まれたことは大きな意義を持ちます。その三党合意を踏まえ、子ども・子育て支援法案の附則に、幼児教育・保育、子育て支援の

質、量の充実を図るため、安定財源確保に努めるとの規定が追加されました。

財源については、今回の三党合意や法案の附則に基づいて、その確保のため最大限努力をしてまいります。

次に、子ども・子育て支援制度の周知についてのお尋ねがございました。

御指摘については、まずは、国会での御審議を通じて、国民の皆様は制度改正の内容についてその意義や仕組みを分かりやすく説明することが重要であると認識をしております。その上で、法案を成立をさせていただければ、制度の利用者や関係自治体など関係者に広く、かつ、できる限りきめ細かくやり方や媒体を工夫して周知するように努めてまいりたいと思えます。

続いて、子育て政策の理念についてのお尋ねがございました。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和の取れた発達などに重要な役割を担っているものと考えます。御指摘の子供が親を尊敬する気持ちについても、こうした中で親自身の人生への向き合い方や人間としての生き方を示すことを通じて育まれていくものと考えます。一方で、家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑み、社会全体で子育てを支えていくことも重要となっており、家庭教育の重視と社会全体での子育ての支援は共に大切な理念であると考えます。

最後に、二〇二〇東京オリンピック・パラリンピックの招致についてのお尋ねがございました。オリンピック・パラリンピックの開催は、御指摘のように、国民に夢と希望を与えるものとなり、東日本大震災からの復興を示すものともなります。政府としては、昨年制定されたスポーツ基本法や招致に関する国会決議も踏まえ、大会の招

〔國務大臣小宮山洋子君登壇、拍手〕

子供は親、保護者が育むことが基本で、また、家庭教育は子供が豊かな人間性を育むために重要な役割を果たしていると認識しています。しかし、近年の家族構成の変化、地域のつながりの希薄化などにより家族や地域の子育て力が低下していることを考えれば、社会全体で子育てをしつかりと支えていく新しい支え合いの仕組みを構築することは、時代の要請、社会の役割とも言えます。

〔國務大臣平野博文君登壇、拍手〕

学校教育においては、教育基本法第六条において公の性格を有するとされており。その提供

政府提出法案では、学校と児童福祉施設の性格

以上でございます。(拍手)

〔衆議院議員田村憲久君登壇、拍手〕

議員の御質問の趣旨でございますが、当初、政

まず、新制度では、子育て施策にしまして、

そしてまた、認定こども園、幼稚園、保育所、

---

なお、子ども・子育て支援法の附則には、総合

〔衆議院議員馳浩君登壇、拍手〕

新制度が教育、保育の質向上にどのようにつな

---

その上で、修正後の関連法案では、地域住民に

以上です。  
(拍手)

○議長（平田健二君） 木庭健太郎君。

〔木庭健太郎君登壇、拍手〕

本法案の衆院通過直後の記者会見で、国民に痛

---

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(趣旨説明)

すらない、これは反対された鳩山元総理のお言葉であります。これだけのことを言っていたからこそ、マニフェストになかった消費税増税に民主党の衆議院議員すら造反する。まして、国民が納得するはずがありません。総理は、まず、マニフェスト違反を陳謝し、不明を恥じるところから始めるべきです。今後国民にどう理解を求めるか、見解を求めます。

参議院では、どんなに遅くとも六月中には審議入りするものと思っておりました。今日は七月十一日です。民主党内部の問題ですれ込み、本院の審議はようやく本日開始となりました。本来、審議を進められるべきは政府・与党です。党内の問題でいたずらに時間を費やす姿勢に、一体総理はやる気があるのか、真剣だったのは衆議院の採決までかと思えます。まして、総理は政治生命を懸けると言われた、その決意に変わりないのか。まずは国民に対し誠心誠意の姿勢を尽くし、参議院における審議は心して臨んでいただきたいと思いますが、総理の見解を伺います。

公明党は、消費税に関する考え方として、急速な高齢化の進展により社会保障の国の予算が毎年一兆円程度増加していく中で、年金、医療や介護などを守るためには安定した財源が必要、消費税を含む税制の抜本改革で社会保障の財源を捻出せざるを得ないと判断してまいりました。

しかし、消費税率引上げの前提として、少なくとも五つの条件、一つ、社会保障制度の具体案を示す、一つ、景気回復を実現する、一つ、消費税の使い道を社会保障に限定する、一つ、税制全体の抜本改正を行う、一つ、行政改革を徹底する、このことを掲げ、訴えてまいりました。

特に、社会保障について公明党は、新しい福祉社会ビジョンを発表し、年金や医療は現行制度を抜本改善し、例えば、厚生年金と共済年金の一元

化、年金受給期間の短縮、低年金者への加算制度をまず実施すべきだと提唱いたしました。

今回の三党合意の確認書では、今後の公的年金制度と高齢者医療制度の改革は三党で合意に向けて協議すると整理され、まず現行制度を踏まえた社会保障制度改革を具体化した上での消費税増税への道筋が明確になっております。社会保障制度抜きの消費税増税先行批判は私は全く当たらないと思いますが、総理の見解を求めます。

この確認書により、民主党単独で新年金制度を国会に提出することはなくなり、三党での議論から始まると思いますが、総理に確認しておきます。

また、後期高齢者医療制度の廃止法案の今国会の提出はなくなったと考えざるを得ませんが、厚生労働大臣から見解を伺います。

現行の年金制度改革、年金法案の柱の一つが厚生年金と共済年金の一元化であります。野党時代は反対された民主党政権から法案が出された意義が大きく、国民にとっては年金の仕組みがより分かりやすく、公平性を担保するためにも必要不可欠な改革と考えますが、総理の見解を求めます。

年金の受給資格期間は、私たちが新しい福祉社会ビジョンで掲げたとおり、二十五年から十年に短縮されます。この短縮は国民の強い願いであり、二十五年に満たず無年金になっていた方々への朗報でもあります。厚生労働省は、今回の短縮措置でどれだけの無年金者が救済されると推定しているか、また、申請主義である以上、これらの方々へどう周知徹底しようとしていくのか、明らかにしたい。大臣に伺います。

三党協議で大きな論点となった低所得者への年金額加算については、公明党が主張した定率加算を参考に、福祉的給付に对应することで合意しました。しかも、消費税率引上げまでに給付に関

する新しい法律を作るとしています。新法案ができないうちに、増税ができにくい。ここにも増税のみ先行への歯止めがあると思いますが、総理の見解を求めます。

基礎年金国庫負担二分の一の財源について、三党合意では、交付国債での手当てを撤回し、別途政府が所要の法的措置を講じると確認されましたが、具体的にどう取り組むか、総理、明らかにしたい。

三党合意で新たに社会保障制度改革推進法案が提出されました。今後、年金、医療、介護、子育ての課題は、社会保障制度改革国民会議の議論を経て、消費税率引上げの前までに必要な法制上の措置を講ずるものとしていきます。増税前に社会保障の全体像を明確化させることを法的にも担保したことは、極めて重要と認識します。改めて、社会保障を置き去りにしない、税と社会保障の一体改革への総理の決意を確認しておきたいと思えます。

今回の社会保障制度改革は、年金、子育てについてはかなりの部分が具体化されていますが、医療、介護については、政府の社会保障・税一体改革大綱を見てもほとんどが検討、検討と、遅れが顕著であります。三党の更なる協議や社会保障制度改革国民会議の議論が始まる前までに政府・民主党としての基本方向を定めておくべきだと考えますが、これも総理の見解を伺います。

医療の分野では、高額療養費の見直しが避けて通れない課題だと思います。特に、医療費負担が日常的に重い慢性疾患の方々のためにも一日も早く実現を図るべきです。増税前の実現を強く望みますが、総理の見解を求めます。

難病対策や総合合算制度の創設についても、具体的な内容は今後の検討課題となっております。

早急に全体像を明らかにされるべきだと考えますが、厚生労働大臣の見解を求めます。

次に、子育て関連法案について伺います。

認定こども園については、私たち公明党の考えを取り入れ、現行制度を拡充することとし、文部科学省と厚生労働省による二重行政を排し、単一の施設としての認可、指導監督を一本化、財政的支援も拡充することとなりました。さらに、子育て関連で懸念のあった市町村が保育の実施義務を引き続き担うようにし、幼稚園教諭の免許と保育士資格の一本化や人材確保のための処遇改善策も検討していくこととなりました。総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方が重要な視点となりますが、今後どのようなスケジュールで進めていくお考えなのか、少子化担当大臣の見解を求めます。

同時に、待機児童解消を実現し、質、量共に充実した幼児教育や保育、きめ細やかな子育て支援を実施するためには、財源の確保が必要であると認識いたします。政府の試算でも消費税率引上げで確保される七千億円以外に三千億円が必要とされていますが、どのように担保されるおつもりか、また、三千億円の使途はどのように決めるのか、財務大臣の答弁を求めます。

最後に、この度の法案の衆議院採決に当たって、民主党内には造反し反対する議員が出ました。総理、与党としての責任体制はどうなっているんですか。党代表としての責任をどう考えているのか。国民はこの党内騒動に辟易しています。民主党は、政権交代の意義を失ってしまった今、解散して国民の審判を仰ぐべきです。国民は迷走する民主党政権に、既にノーを突き付けております。早期解散、国民に信を問えと強く申し上げ、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 公明党の木庭議員の御質問にお答えをまいります。

まず最初に、マニフェスト財源と消費税引上げに関するお尋ねがございました。

税金の無駄遣いを根絶することについては一定の成果は上げてきたものと考えますが、マニフェストに掲げた金額に及ばないことは事実であります。昨年夏の中間検証でも認めたように、財源確保の実現可能性についての見通しに甘さがあつたことは事実であり、この点については率直に国民の皆様におわびをしております。

また、社会保障・税一体改革の実施については、税収の大幅減、東日本大震災の発生、毎年度一兆円単位で増加していく社会保障の財源問題、さらには欧州におけるソブリンリスクの顕在化などを踏まえ、もはや先送りできないと判断をいたしました。消費税について衆議院選挙の時点で明確に方向性を示していなかったことについては、真摯に反省し、おわびをしながら、国民の皆様にご理解いただけるよう努力を重ねていく決意でございます。

続いて、一体改革関連法案の審議に向けた決意についてのお尋ねがございました。

一体改革関連法案の衆議院採決に際して、民主党から多くの反対者、欠席、棄権者が出たこと、関連して多くの議員が離党したことは極めて残念であり、党代表としての責任を重く受け止めて、国民の皆様深くおわびを申し上げたいと思っております。また、修正案を共にまとめたいたいた公明党、自民党、法案に御賛同をいただいた各党派の皆様は御心配をお掛けしたこと、国会日程等に影響を与えたことはおわびを申し上げます。政府・与党として意思統一を行い、一致結束し

て、三党合意を踏まえつつ、参議院での御審議に全力を尽くし、一体改革関連法案の成立に向け、「正心誠意」努力をまいります。一体改革関連法案の参議院における速やかな御審議と可決、成立に向け、是非とも引き続き御協力をお願いいたします。

次に、消費増税先行との批判や新年金制度についてのお尋ねがございました。

今回の一体改革は、持続可能な社会保障の構築と、そのための安定財源の確保、財政健全化を同時に達成することを目指し、社会保障制度と税制を一体的に改革をするものであります。衆議院での審議や三党合意により、年金二法案による現行制度の改善や子育て支援法案による施策の充実について、税制改正による安定財源の確保とともに大きな前進を見ました。一部の増税先行批判は当たらないと考えております。

なお、三党合意の確認書では、今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度に係る改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議することとされており、この枠組みの中で民主党としての考え方に御理解を求めていると考えております。

次に、被用者年金の一元化についてのお尋ねがございました。

今回の被用者年金一元化は、公務員や私学教職員も厚生年金に加入することを通じて、公務員等の保険料率を引き上げ、厚生年金に統一することともに、共済年金のみに設けられている職域部分を廃止するものであります。本法案は、公的年金の官民均衡を図るとともに、働き方に中立的な制度を実現をし、年金制度への国民の信頼を高めるため必要不可欠なものであり、速やかな成立へ向け御審議をお願いいたします。

次に、低所得者への福祉的な給付についてのお

尋ねがございました。

今回の三党合意による、新たな低所得高齢者、障害者等への福祉的な給付措置については、衆議院修正後の年金機能強化法案において、税制改正法の公布日から六か月以内に法制上の措置を講じることとされ、また、三党の確認書では、そのための法案は消費税率引上げまでに成立させるものとなっております。この点においても増税のみ先行批判は当たらないと考えておりますが、政府としては、これら方針に沿って、各党ともよく相談しながら、低所得年金受給者への対応を進めてまいります。

続いて、基礎年金国庫負担の財源に関するお尋ねがございました。

先日の三党合意を踏まえ、政府としては、交付国債に代わる基礎年金国庫負担の財源に関する所要の法的措置について、年金財政の安定を確保しつつ、財政規律も損なわないよう検討を進めているところであります。

本件について成案を得るためには、三党合意をしていただいた公明、自民両党の御賛同をいただくことが必要であり、政府・与党として最大限の努力をいたしますので、御党にも御協力をお願いをしたいと思います。

続いて、社会保障の全体像と一体改革への決意についてのお尋ねがございました。

今回の一体改革関連法案は、税法と一緒に審議をお願いをしている年金制度や子ども・子育て支援の充実に向け、大きな一歩を踏み出すものであります。また、今後の公的年金、医療、介護や子育て支援については、改革推進法案や三党合意に従って議論を進めていくことで、一体改革の趣旨に沿って、信頼され、安心できる社会保障制度を構築してまいります。

引き続き、社会保障改革を消費税率の引上げと

一体的に行う、この改革の実現に向けて全力を尽くしていく決意でございます。

医療、介護の全体像及び高額療養費の見直しについてのお尋ねがございました。

今年三月に閣議決定した一体改革大綱においては、医療・介護サービスについて、二〇二五年に、どこに住んでも、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を実現するとしております。このため、診療報酬や制度の見直しを通じて、病院、病床の機能分化、連携による入院医療の強化を図るとともに、在宅医療・介護を充実していきたいと思っております。

また、木庭議員御指摘の高額療養費については、一体改革大綱を踏まえ、まずは、所要の財源を確保した上で、年間での負担上限等の導入を目指し、さらに、抜本的な見直しに向けて必要な財源と方策を検討してまいりたいと考えております。

最後に、与党としての責任と解散についてのお尋ねがございました。

これは先ほどもお答えをさせていただきました。これは今回の一体改革関連法案の衆議院採決に際して、民主党から多くの反対者、欠席者が出たこと、また、多くの議員が離党を表明し、除籍処分としたことは極めて残念かつ遺憾であり、党代表として重く責任を受け止め、国民の皆様深くおわびを申し上げます。国は、国会日程等への影響を含めまして、公明党を始め、各党派の皆様は御迷惑をお掛けしたことも重ねておわびを申し上げます。御批判については真摯に受け止め、政府・与党として意思統一を固め、一致結束して、三党合意を踏まえつつ、参議院での一体改革関連法案の成立を期すことで私の責任を果たしていく決意でございます。

なお、解散については、やるべきことをやり抜いた後で、適切な時期に国民の信を問う方針に変更はございません。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣小宮山洋子君登壇、拍手)

○国務大臣(小宮山洋子君) 木庭議員からの御質問、まず、高齢者医療制度の見直しについてですが、三党合意の確證書では、今後の高齢者医療制度に係る改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議することになっていきます。

また、社会保障制度改革推進法案では、今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることが盛り込まれています。後期高齢者医療制度の扱いにつきましては、三党合意や法案の内容に従って対応していくことになると考えています。

年金受給資格期間の短縮についてですが、年金機能強化法案では、現に生じている無年金者をできるだけ救済すると同時に、納付した保険料をできるだけ給付に結び付ける観点から、受給資格期間を二十五年から十年に短縮する措置を盛り込んでいます。この改正により、現在、四十二万人と推計されている六十五歳以上の無年金者のうち、およそ十七万人が年金を受給できるようになると見込んでいます。

法律の成立後には、政府広報などを通じて広く制度を周知するとともに、短縮措置で新たに年金の受給資格が得られる人については、行政側で対象者の把握に努め、年金の請求手続の勧奨を行いたいと考えています。

難病対策についてですが、社会保障・税一体改

革大綱では、難病の医療費助成の法制化も視野に入れて検討するとともに、治験研究、医療体制、福祉サービス、就労支援等の総合的な施策の実施を目指すことを盛り込んでいます。

これまで、平成二十二年四月に新たな難治性疾患対策の在り方検討チームを設置し、また、厚生科学審議会疾病対策部会や同部会の難病対策委員会を開催しています。八月には、疾病対策部会で中間報告を取りまとめたべく予定ですが、今後、難病患者の皆様に寄り添いながら、できるだけ早く結論が得られるよう全力を挙げていきたいと思っています。

総合合算制度の創設についてですが、番号制度の本格稼働、定着が前提となりますが、その導入に向けて、総合合算制度の対象となる制度の具体的な範囲、具体的な仕組み、簡素な給付措置、給付付き税額控除など総合的な再分配政策との関係、保険者・制度間での情報連携基盤の仕組みなどについて検討していく必要があります。

このため、有識者による社会保障制度の低所得者対策の在り方に関する研究会を設置し、具体的な検討を行っていきます。

二〇一五年度以降の番号制度の本格稼働、定着後速やかに制度を実施できるよう引き続き検討を進めていきます。

子育て支援の行政組織の在り方についてですが、子ども・子育て支援法案の附則で、同法の公布後二年をめどとして、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずるとされています。これに基づきまして、その間に検討をしていきます。

今回の法案では、制度の本格施行に合わせ、内閣府に、子ども・子育て支援法と改正認定こども

園法を所管する子ども・子育て本部を設置することになっています。検討後、所要の措置を講じるに当たりましては、検討結果とこの本部の運用状況を勘案して、政府全体の組織の在り方も考慮した上で、子ども・子育て支援の一層の充実にとつて望ましい組織体制の実現に向けて努力していきたいと考えています。

なお、幼稚園教諭免許と保育士資格の在り方や人材確保のための方策など、関連法案の附則に盛り込まれた検討事項についても併せて今後検討を進めてまいります。(拍手)

(国務大臣安住淳君登壇、拍手)

○国務大臣(安住淳君) 木庭先生から、子育て支援のための財源の確保について御質問いただきま

した。今回の三党合意は、法案のまず附則に、幼児教育・保育、子育て支援の質、量の充実を図るため、安定財源確保に努めるものとする旨が追加されました。

また、三党合意文書に、この部分に関しては、幼児教育・保育、子育て支援の質、量の充実を図るため、今回の消費税率の引上げによる財源を含めて一兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする旨が盛り込まれております。

政府といたしましては、今回の三党合意や法律案附則に基づきまして、まずこの財源確保のため最大限努力をいたしまして、その使い道、使途について今後も後しっかりと検討してまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(平田健二君) これにて午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時一分開議  
○議長(平田健二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

趣旨説明に対する質疑が続けます。広野ただし君。

(広野ただし君登壇、拍手)

○広野ただし君 新会派、国民の生活が第一の会長、広野ただしです。

会派を代表して、議題となりました、いわゆる社会保障と税一体改革関連法案について質問いたします。

まず、野田内閣の正当性について伺います。

民主党は、二〇〇九年政権公約、国民の生活が第一を掲げて、総選挙において、国民の信任を得て歴史的な政権交代を果たし、鳩山内閣が発足しました。その後、菅内閣に替わりましたが、菅内閣は、参議院選挙で民主党のマニフェストにない消費税増税を口走り、惨敗しました。その政治責任も取れない中、二〇一一年、野田さんは、民主党の国会議員だけの選挙で海江田さんに次いで第二位であつたにもかかわらず、二位、三位、四位連合の合従連衡で民主党代表に就かれ、総理になられたわけでありまして。鳩山さんから数え、民主党では第三代目の総理ではありますが、いまだ総選挙で国民の信任は得ていません。それなのに、マニフェストに書いていない消費税の大増税を行おうとしています。これは国民を裏切るものであり、民主主義に対する背信行為だと思います。

野田総理は、マニフェストに書いていないことはやらないのです、マニフェストに書いてあることをやるのです、まずシロアリ退治ですと国民に約束されました。

そこで、総理に伺います。  
マニフェストで民主党が国民に約束した、一

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保険制度改革推進法案、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)



一つ、消えた年金をなくするための年金通帳は実現していますか。

一つ、後期高齢者医療制度を廃止し、医師の数を一・五倍にしますと約束していますが、これについても弁解をお聞かせください。

ほかにもありますが、まずは、以上六問について総理にお伺いします。

被災地の復旧・復興は遅れに遅れています。瓦  
れきの処理も遅れています。間もなく暑い夏で  
す。悪臭やハエ、蚊で悩まされます。瓦れき処理  
の状況、そしてもっと早くできないのかについ  
て、細野大臣に伺います。

福島原発の処理を東電任せにしている、福島  
の再生はどんどん遅れるでしょう。もっと国が前

東日本大震災の復旧・復興は、現状から見ると、どんなに早くても三年以上は掛かるでしょう。しかし、消費増税は、被災地の方々や仮設住宅の方々にも容赦なく課税されます。

旧・復興を助けました。しかるに、野田内閣は苛斂誅求、あろうことか、増税によって被災地の方々を苦しめようとしています。自民党、公明党もぐるになって被災地を痛め付けようとしています。口では助けます、支援しますと言いながら、

野田総理は、社保・税の一体改革は待ったなし

だと言われますが、新党派、国民の生活が第一は、被災地の方々の生活を守り、被災地の復旧・復興を加速すること、そして、福島原発のメルタダウンを一日も早く収束し、廃炉処理を迅速化することこそが待ったなしで、それに全力で取り組みることが被災地を救う現在の日本の最重要課題だと強く申し上げます。

また、中小企業も現状より更に厳しくなりま

消費税引上げに当たつての経済状況判断も法律

上誠に暖味で、野田総理も安住大臣も、現在のようなデフレ脱却もしていない厳しい経済状況でも消費税の引上げはできると国会で答弁しています。まず消費税増税ありきで、消費増税は相当厳しい経済状況下でも必ずやるということです。余りにもひど過ぎます。野田総理及び安住大臣の御意見を伺います。

政治には、やはり原理原則がまず必要です。野田内閣は、決められない政治からの脱却だと、今回の三党合意による無原則な妥協を正当化しようとしています。

しかも、重要な課題を社会保障改革国民会議で

しかも、重要な課題を社会保障改革国民会議での議論に先送り、棚上げしています。この国民会議は、名称は美しいが、国民からは全く遊離し、結局は役人主導で、そして役人のさじ加減で、また国民によく分からないうちに課税の軽減や給付等を行おうとするものです。

また、政府原案では、消費増税分は全て社会保険に充当することになっていたものが、三党合意では、状況によっては成長戦略や事前防災や減災に充てることができるようになりました。そして、自民党は、これにより国土強靱化計画を推進

私たち新会派、国民の生活が第一は、まさに国民の生活を守り、自立と共生の理念の下に、日本をすばらしい国にしていきたいと考えています。

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 広野ただし議員の御質問にお答えをいたします。

まず、マニフェストについて六つの御質問をいただきました。

消費税について衆議院選挙の時点で明確に方向

公的年金制度の財政基礎及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保険制度の改革推進法案、子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案、等の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(歳入説明)

性を示していなかったことについては真摯に反省し、おわびしながら、国民の皆様には御理解をいただける努力を重ねていく決意であります。

本院で審議中の法案では、消費税率の引上げの実施時期は衆議院選挙を経た後となっております。やるべきことをやり抜いた後に適切な時期において国民の皆様様の審判を仰ぎたいと考えております。

二つ目の、マニフェストに掲げた税金の無駄遣い根絶については、政権交代直後から事業仕分などにより全力を挙げて取り組んでおり、一定の成果は上げてきたものと考えておりますが、マニフェストに掲げた金額に及ばないことは事実でございます。

昨年夏の中間検証でも認めたように、財源確保の実現可能性についての見通しに甘さがあつたことは事実であり、この点については率直に国民の皆様におわびをしております。

天下りについては、政権交代直後の九月二十九日に省庁の天下りあつせんを禁止したところであり、その後は、組織改廃に伴う一部の例外を除き、民主党を中心とする連立政権において天下りのあつせんは行っておりません。

企業・団体献金の禁止については、民主党としての提案をまとめましたが、いまだ各党の御賛同をいただくに至っており、今後に残された課題となっております。承知をしております。

議員定数の削減については、一票の格差は正、選挙制度改革と併せて各党で御協議をいただいておりますが、衆議院段階において協議が調わず、先般、民主党として各党の御主張にも配慮した法案を提出したとの報告を受けております。無駄遣いの根絶に向けた努力、行政改革、政治改革は不断の取組が必要であり、今後も引き続き全力で取り組み、政治家自らが身を切る努力を含めて成果を上げていきたいと考えております。

三つ目の年金通帳については、厚生労働省の有識者検討会から、昨年十一月にインターネットを活用した形での実施に関する提言をいただいたところであり、現在、この提言を受け、納めた保険料と受け取る年金額をいつでも御自身で確認いただくためのものとして準備を進めております。

四つ目の最低保障年金を含む新年金制度と、五つ目の後期高齢者医療制度の扱いについては、今回の三党合意や改革推進法案の内容に従って対応してまいります。この枠組みの中で、民主党としての考え方をしっかりと主張しながら、合意形成に向けて議論を深めていきたいと考えております。

また、医師数については、医師不足に対応するため、平成二十年度から順次、医学部入学定員を千三百六十六人増員しており、平成二十四年度には過去最大の八千九百九十一人まで増加をしてまいります。

六つ目の歳入庁については、先般、衆議院において可決された修正案において、年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施するとされているところであります。政府としては、本法案が成立した場合、この規定に基づき、年金保険料の徴収体制をどのように強化していくのか、歳入庁その他の方策について検討を進めてまいります。

東電福島第一原発の事故処理に関するお尋ねがございました。

東電福島第一原発一から四号機の廃炉については、中長期ロードマップに基づき、来年中に四号機の使用済み燃料プール内の燃料取り出し開始を当面の最優先課題としており、また、溶融した燃料の取り出し開始はステップ2完了から十年以内

を目標としており、現在、建屋内除染技術、遠隔操作装置等の研究開発に取り組んでいるところであります。また、廃止措置の終了は、ステップ2完了から三十年から四十年までを主要な時期的目標としております。

こうした取組は、これまで経験のない技術的な困難性を伴うことから、官民の協力の下、アメリカやフランス等を含め、国内外の英知を結集して必要となる研究開発を実施していくことが不可欠であり、現在、そのためのプロジェクトを進めているところであります。これまでに、溶融した燃料の取り出し準備の装置開発等に係る国際的ワークショップやシンポジウムを開催し、国内外の有識者、専門家の技術的知見を広く活用するとともに、発電所の状況について国内外に対し広く情報提供を行っております。

今後とも、発電所の安全維持に万全を期しながら、政府と東京電力が一体となって、廃炉に至る最後の最後まで全力を挙げて取り組んでまいります。

東日本大震災と消費税率引上げについてのお尋ねがございました。

大震災からの復興は、この内閣の最優先課題の一つであります。復興庁が中心となつて、復興交付金、復興特区制度を活用しながら、インフラの本格復旧を加速させるとともに、住宅再建等の本格的復興の促進に努めています。被災地の生活再建策に関して、これまでも様々な税制上の特例措置や被災者生活再建支援金、災害復興住宅融資等の様々な予算措置を講じています。

その上で、今回の一体改革との関係では、法案の提出時に、消費税率引上げに当たつても、住宅を失つた被災者の方々が恒久的な住まいを確保する際には、地域全体の町づくりを進める中で支援を行うなど、被災者の方々の負担緩和への配慮

を行う、中長期的な視野を持つて復興に取り組むため、福島県等における原子力災害や農産品等に対する風評被害を含め、復旧・復興の状況や被災地の要望も踏まえ、今後とも、必要な税制上その他の支援を実施するという方針を決定しており、この方針に沿つて復興に向けて必要な支援を実施してまいります。

消費税率引上げと経済との関係についてのお尋ねがございました。

社会保障と税の一体改革は待ったなしであり、不退転の決意で臨みますが、それとともに、新成長戦略の加速や日本再生戦略の策定、実行を始め、デフレ脱却や経済活性化に向けた取組を全力で進めていく決意であります。

また、消費税率の引上げは、その引上げ分は全額社会保障財源として国民に還元されるということと、したがって、社会保障制度には所得再分配機能があり、給付と負担の全体を見ると低所得者には負担を上回る受益があること、また、社会保障改革の中で貧困格差対策を強化し、きめ細やかな低所得者対策を講ずることも併せて考える必要があると考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣細野豪志君登壇、拍手)

○国務大臣(細野豪志君) 災害廃棄物の処理の進捗状況についてお尋ねがございました。

災害廃棄物の処理は復興の大前提であり、平成二十六年三月末までに終えることが目標であります。広野議員御指摘のとおり、処理がこれまで遅れておりましたが、被災地の努力、そして全国の御支援で、この目標を達成し得る状況になっております。岩手、宮城及び福島三県の沿岸部の災害廃棄物の処理の進捗状況につきましては、六月末の時点で発生推計量約千八百八十万トンのうち二

○・三％、三百八十二万トンの処理が完了しております。

こうした災害廃棄物の処理の進捗によりまして、仮置場の解消も進んでおります。例えば、宮城県岩沼市においては、十一か所のうち十か所の仮置場の災害廃棄物について、六月末までに二次仮置場への移動を完了し、跡地が利用できる状況になりました。

仮設焼却炉の設置、稼働も順次進めております。宮城県、岩手県両県におきましては、十七基が既に稼働中でありまして、今後、更に整備を進めるとともに、処理が一層加速することを目指してまいりたいというふうに思っています。

広域処理につきましても、現在、東京都、青森県、秋田県、山形県、群馬県、茨城県、そして静岡県、一都六県で受入れを実施中でありまして、さらに、北九州市や大阪市でも受入れ表明がされるなど、進捗が見られているところであります。

暑い夏がやってまいります。被災地の復興のために災害廃棄物の一日も早い処理に全力で取り組んでまいります。是非とも御協力をお願い申し上げます。(拍手)

(国務大臣安住淳君登壇、拍手)

○国務大臣(安住淳君) 消費税率の引上げと経済の関係についての御質問をいただきました。

この点については、実は三党の実務者の皆様の話合いの中でも最も重視をした点でございますので、これを軽んじているわけでは全くございません。

税制抜本改革法案の附則十八条に関しては、このため、三党による法案修正を行いました。その結果、第一項目にあります、この平成二十三年度から三十二年度までの十年間の平均において名目成長率三％程度、実質成長率二％程度の経済成長を目指すという政策努力の目標を示し、こうした

望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策を実施する旨を規定する第一項とともに、今回新たに、税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する旨を規定する第二項が追加されました。この第二項の追加を踏まえ、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認しながら、引上げに当たってはこうしたものを総合的に勘案しながら行うということを規定をしております。

このように、政府といたしましても、三党としても、国民の生活に十分配慮しながら、デフレ脱却、経済活性化に向けた取組を全力で進めてまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(平田健二君) 寺田典城君。

(寺田典城君登壇、拍手)

○寺田典城君 みんなの党の寺田典城でございます。党を代表して質問いたします。

今は、当たり前のことが難しい時代になりました。かつては、親が子供を養い、子供が親を養うという社会が当たり前のことでありました。しかし、急速な少子高齢化や核家族化、女性の社会進出などにより、それまでの当たり前のことが維持できなくなりました。これこそが、子ども・子育てや医療、年金、介護の根本的な課題であります。

子ども・子育て支援は、これまで、教育政策の下にある幼稚園行政と福祉政策の下にある保育園行政とが完全に縦割りとなってきました。さら

に、幼稚園業界、保育園業界、それぞれの利害を代弁する国会議員などがその縦割りを助長してきました。

サービスを受けるのは子供であります。しかし、大人の都合でサービスをゆがめてしまっています。こうした状況はおかしいという発想が幼保一元化の議論の始まりだったのではないのでしょうか。

私が、十二年間の秋田県政において子ども・子育て支援に取り組んだ原点は、幼稚園児と保育園児の間に、小学校入学時点で学力に格差が生じている状況をおかしいと感じたからであります。二〇一〇年の全国学力・学習状況調査では、小学六年生と中学三年生の国語、数学の正答率で、幼稚園出身者と保育園出身者の間に三％から六％の差があります。秋田県では、二〇〇四年に県の教育庁に幼保推進課を設置し、幼稚園・保育園行政を一本化、二〇〇六年に全国初の認定こども園の認定を受けました。

今回の法案は、当初の政府原案にせよ、三党合意の修正案にせよ、明らかに不十分であります。しかしながら、将来の幼保一元化の出発点になるものだとして私は評価しております。

以下、幼保一元化を実現すべきとの観点から、野田総理、平野文科大臣、小宮山厚労兼少子化担当大臣に質問をいたします。

第一に、今回拡充される認定こども園、特に幼保連携型が今後着実に増えていくのか、その見通しについてお尋ねいたします。

政府原案では、幼稚園のこども園への移行を義務化せず、その後の三党合意の修正案では、保育園の移行も義務化されなくなりました。今後、幼保連携型への移行を促すために、財政その他のインセンティブを付けた手挙げ方式にするとの答弁を聞いております。果たして具体的な実効性があるのか、疑問に思えます。

今年の四月時点で僅か九百十一件の認定こども園を今後いつまでにどの程度増やそうとしているのか、目標値をお示ししていただきますとともに、その実現に向けた方策について、小宮山大臣、具体的に御答弁ください。

また、幼保連携型の認定こども園を増やすという観点に立つなら、例えば、全体の四割弱を占める市町村立の幼稚園や国立大学附属の幼稚園からの移行を義務付けることで、全体の呼び水となることも考えられると思います。特に、国立大学附属の幼稚園は、教員養成の場として設置されております。保育もできる幼稚園の教諭を養成する上で、幼保連携型にすることが必要と考えています。この点について、平野大臣と小宮山大臣、それぞれ見解を御答弁ください。

第二に、幼保連携型の認定こども園の設置主体に株式会社やNPO法人の参入を排除したことの影響についてお尋ねいたします。政府原案では、幼保連携型の総合こども園の設置に一定の要件を満たす株式会社やNPO法人の参入を認めておりました。しかし、三党合意の修正案では、民間参入を認めない形となり、明らかに後退してしまいました。この一連の動きの裏には、私立幼稚園団体の猛烈な巻き返しがあったのではないかと、それに国会議員が乗せられてしまったのではないかと邪推しています。

この修正によって、幼保連携型の認定こども園の増加に歯止めを掛けてしまおうのではないのでしょうか。この点について、平野大臣と小宮山大臣、それぞれ御見解を御答弁ください。

第三に、従来型の保育園における教育の質の担保についてお尋ねいたします。先ほど、小学校入学時点で、幼稚園児と保育園児の間に学力の格差が生じている状況を指摘しま

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保険制度の改革推進法案、子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(総合的な提供の推進に関する法律案(趣旨説明))等の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合的な提供の推進に関する法律案(趣旨説明)等

した。これは何としても解消する必要がある。三党合意の修正案によつて、幼保連携型の認定こども園に移行しない保育園は、そのまま保育園として残ることになります。こうした従来型の保育園における幼児教育の質をどのように担保し、高めていくつもりなのか、平野大臣と小宮山大臣、それぞれ具体的な方策を御答弁ください。

第四に、今回の認定こども園改正法案、子ども・子育て支援法案の附則に含まれる検討・見直し事項についてお尋ねいたします。

三党合意の修正案により、いわゆる子ども家庭省の設置、幼稚園教諭と保育士資格の一体化、処遇の改善や人材育成に関する検討・見直し事項が追加されました。論点はこれだけですか。

例えば、二〇〇〇年に導入された介護保険制度は、三年から五年ごとの見直しを繰り返しながら、制度を熟成させてきました。介護保険法の見直し事項を見ると、問題意識があらかじめきちんと列挙され、検討することを明確に規定しております。

制度を熟成させるためには、あらかじめ想定される論点をきちつと列挙し、かつ、必ず検討する見直し事項を規定すべきであると考えます。この点について、小宮山大臣、見解を御答弁ください。

第五に、いわゆる子ども家庭省の設置についてお尋ねいたします。

今回の関係法律整備法案によつて、文科省、厚労省に加えて内閣府にも制度を所掌させるという、おかしな三元体制がベースになっております。

子ども・子育て支援法案の附則には、法律公布後二年を目途に組織の在り方を検討するとあります。今回の子ども・子育て新システムの検討に携わった内閣府、文科省、厚労省のそれぞれの担当

者に聞きますと、最初は省庁間であつたものがあつたが、最後は皆同じ方向を向き、一緒に協力、連携できましたと言います。二年後と言わず、野田総理の強いリーダーシップがあれば、すぐにでも結論は出るのではないですか。野田総理、見解を御答弁ください。

第六に、社会保障と税の一体改革の前提に行うべき、自ら身を切る改革についてお尋ねいたします。

私は、昨年十二月七日、この場所で野田総理に対し、政治生命を懸けて自らの考えで決断し、この国を前に進めてほしいと申し上げました。今回の社会保障と税の一体改革を野田総理がぶれずに進めたことについては、一人の政治家として率直に評価したいと思います。

た、ただし、国民に増税という痛みを負ってもらう以上、増税の前にやるべきことがあります。国民に約束した身を切る改革、議員定数・歳費の削減、公務員制度改革、地域主権改革はいまだに懸案として残されており、確実に目標と期限を定めて進めていく必要があります。

野田総理、その意気込みをお聞かせください。

最後に、衆議院での法律採択をめぐって、民主党は分裂しました。それにより国会を二週間空転させたことについて、野田総理、率直に反省の弁を述べていただきたいと思ひます。

しかし、社会保障と税の一体改革を進める人、党を割って出た人、それぞれが党利党略に走ったと後ろ指を指されないよう、信念を貫いてください。

昨年三月の子ども手当つなぎ法案に、私自身、党の方針に反して賛成しました。今日の質問で子ども・子育て支援を一步でも前に進め、実を取るために、あえて応援質問をいたしました。それも

信念であります。これによつて私も党を出なければならぬかどうかは、野田総理を始めとする閣僚の皆さんの答弁と、その後の対応が真摯になされるかに懸かつております。是非、実のある御答弁をお願いいたします。

御清聴どうもありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君〕 みんなの党を代表しての寺田典城議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、いわゆる子ども家庭省の設置についてのお尋ねがございました。

今回の子ども・子育て支援法案では、制度の本格施行に合わせ、内閣府に、子ども・子育て支援法と改正認定こども園法を所管する子ども・子育て本部を設置することにしております。その後の組織の在り方については、担うこととなる業務の範囲や内容、現在の教育行政、児童福祉行政との関係、諸外国の体制などを検討し、その検討結果と本部の運用状況、政府全体の組織の在り方も考慮した上で結論を出す必要があると考えております。

民主党としては、これまで子ども・子育て行政の一元化を訴えてきたところでもあり、寺田議員からの御提案を重く受け止めてまいります。

次に、議員定数・歳費削減、公務員制度改革、地域主権改革についてのお尋ねがございました。

自ら身を切る改革については、二〇〇九年の政権交代以降、事業仕分や提言型政策仕分の実施、府省庁による再就職あっせんの全面禁止など、一生懸命取り組んできたところであります。御指摘の歳費削減については、二年間で五百四十万円の削減を国会において各党各会派でお決めのいただきました。議員定数の削減については、一票の格差是正、選挙制度改革と併せて各党で御協議をい

た、たいておりましたが、衆議院段階において協議が調わず、先般、民主党として、各党の御主張にも配慮した法案を提出したところであります。

公務員制度改革については、国家公務員給与の平均七・八%引下げを既に実施するとともに、昨年提出した国家公務員制度改革関連四法案を早期に成立させ、人事・給与制度改革を早急に実現に移していくことが重要と考えております。さらに、全閣僚をメンバーとする行政改革実行本部を中心に、行政の無駄や非効率を排除し、総人件費改革を始めとする諸課題に取り組んでまいります。

地域主権改革についても、義務付け・枠付けの見直しや、地域自主戦略交付金の創設など、政権交代以降、着実に成果を上げてきております。出先機関の原則廃止も含め、地域主権戦略大綱で示した工程に沿って、引き続き諸課題への取組を進めてまいります。

このような改革については、社会保障と税の一体改革とともに、どちらが先ということではなく、まさに同時並行で、そして、消費税率引上げまでには多くの項目をやり遂げるべく、不退転の決意で取り組んでまいります。

最後に、一体改革法案採決と国会日程に関する御質問をいただきました。

一体改革関連法案の衆議院採決に際して、民主党から多くの反対者、欠席、棄権者が出たこと、また、多くの議員が離党を表明し、除籍処分としたことは、極めて残念かつ遺憾であります。党代表として責任を重く受け止め、国民の皆様深くおわびを申し上げます。また、国会日程への影響を含めて、みんなの党を含めまして各党各会派の皆様におわびを申し上げます。

御批判については真摯に受け止め、政府・与党として意思統一を固め、一致結束して、衆議院に

おける修正可決を踏まえつつ、参議院での一体改  
革関連法案の成立を期すことで私の責任を果たし  
ていく決意でございます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させ  
ます。(拍手)

(国務大臣小宮山洋子君登壇、拍手)

○国務大臣(小宮山洋子君) 寺田議員には、いつ  
も子育て支援策、応援をしていただきまして、本  
当にありがとうございます。

認定こども園の目標値とその実現に向けた方策  
についてですが、現在の認定こども園制度、これ  
は幼保連携の先駆的な取組として、保護者ですと  
か認定を受けた施設から高く評価をされていま  
す。

その一方で、二つ大きな課題があると言われて  
きました。一つは、幼稚園と保育所の制度を前提  
とした二重行政であること、また、財政支援が不  
十分であることです。こうした点を考慮いたしま  
して、新制度では、幼保連携型認定こども園の改  
善による認可、指導監督などの一本化、これに  
よって二重行政をなくします。また、施設型給付  
の創設による認定こども園への給付の一本化、充  
実、こうしたことを図りますので、認定こども園  
の設置を妨げる要因、これは大きく解消できる  
というふうに考えています。

また、幼保連携型認定こども園については、保  
育教諭の資格の経過措置や保育単価設定等による  
インセンティブの付与によって、既存の幼稚園、  
保育所からの移行を促進をしていきます。今回、  
手挙げ方式にしますと、どういうインセンティ  
ブで手を挙げてもらうかが大変大切だと思います  
ので、是非また皆さんのお知恵も貸していただ  
きたいと思っています。

認定こども園の件数につきましては、当面、こ  
れまで目標としてきた二千か所をできるだけ早期

に達成したいと考えています。その上で、具体的  
な目標については、各市町村の事業計画を策定す  
る際に、それぞれの地域の実情を考慮して、将来  
の教育、保育の提供体制の在り方を地方版子ど  
も・子育て会議等の場で検討してもらい、地域の  
ニーズにこたえられる体制を構築していきたいと  
考えています。

次に、市町村立幼稚園や国立大学附属幼稚園か  
ら幼保連携型認定こども園への移行についてです  
が、市町村立幼稚園から幼保連携型認定こども園  
への移行は、基本的には設置者である各市町村で  
地域の保育ニーズなどの実情に応じて判断するこ  
とになりますが、地域の幼児教育や子育て支援の  
中核的な役割を担う施設であり、積極的に検討し  
てほしいと考えています。

また、国立大学附属幼稚園については、先導的  
な教育・保育内容の研究や教員養成などの重要な  
役割を担う施設であることを考えれば、幼保連携  
型認定こども園に移行することが望ましいと思え  
ています。この件については、文部科学大臣とも  
連携をしてしっかり取り組んでいきたいと思いま  
す。

幼保連携型認定こども園に株式会社やNPOの  
参加が認められないことについてですが、三党協  
議に基づく修正案では、学校である幼保連携型認  
定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学  
校法人と社会福祉法人とされました。ただ、保  
育所ですとか地方裁量型の認定こども園、また保  
育所は、従来どおり株式会社やNPO等が設置で  
きます。地域によつては株式会社立等の保育所が  
現に大きな役割を果たしています。株式会社やN  
POが設立する施設も、三党合意に基づく修正案  
を受けて、これまで以上にそれぞれの地域で質の  
高い保育、教育、これを提供する役割を果たして  
ほしいと思っていますし、そのような支援をして

いきたいと思っています。

保育所での幼児教育の質についてですが、従来  
から保育所保育指針と幼稚園教育要領の整合性の  
確保を進めてきた結果、三歳以上児に関する教育  
の内容については既に相当程度共通のものになつ  
ています。今後とも、それぞれの保育所で保育所  
保育指針にのっとった教育が行われるよう指導を  
徹底することなどによりまして、保育所での幼児  
教育の質の向上に努めます。また、保育の質の一  
層の改善を図るため、職員配置基準の改善のほ  
か、職員の研修機会の確保、処遇の改善などに  
ついても恒久的な財源を確保した上で、優先順位を  
付けながら取り組んでいきます。

検討事項の規定の在り方についてですが、三党  
合意による修正案により設けられた検討事項は、  
衆議院での審議を勘案して、法案に規定された内  
容から、さらに、子ども・子育て支援について充  
実等を図るために特に検討が必要な事項として設  
けられたと理解しています。

検討事項の追加に加え、衆議院では子ども・子  
育て関連三法案に対し附帯決議が出され、施行に  
当たって、検討の上、措置を講ずるべき点が示さ  
れていますので、検討が必要と論点については列  
挙されていると考えています。

さらに、認定こども園法改正法案と子ども・子  
育て支援法案では、施行後五年をめどとして、施  
行の状況を勘案し、規定全般について検討を加え  
た上、検討結果に基づいて所要の措置を講ずるこ  
とが規定されていますので、施行の状況によつて  
はこれに従った検討も必要だと考えています。

(拍手)

(国務大臣平野博文君登壇、拍手)  
○国務大臣(平野博文君) 寺田議員から三つの質  
問をいただきました。

議員におかれては、知事時代には全国で最初に

認定こども園を設置されるなど、子ども・子育て  
支援に精力的に取り組まれたことに深く敬意を表  
します。

まず最初に、市町村立幼稚園、国立大学附属幼  
稚園からの幼保連携型認定こども園への移行につ  
いてのお尋ねでございます。

先ほど小宮山大臣の方からも御答弁申し上げて  
おりますけれども、新たな制度におきましては、  
幼保連携型認定こども園の改善による認可、指導  
監督の一本化などにより、これまで指摘されてき  
ました二重行政の課題を解消するものでございま  
す。市町村立幼稚園の幼保連携型認定こども園へ  
の移行が更に容易になると、かように考えており  
ます。

市町村立型幼稚園から幼保連携型認定こども園へ  
の移行につきましては、基本的には設置者である  
各市町村で地域の保育のニーズなどの実情に応じ  
て御判断をいただくことになる、こういうこと  
でございまして。地域における幼児教育の中核的な  
役割を担っていた施設でもありますので、積極  
的に検討をしていただきたい、かように思っ  
ております。

また、国立大学附属幼稚園につきましては、教  
育と保育に求められる先導的な教育内容の研究や  
学生への教育の質の向上など、附属学校の果たす  
べき役割を考えますと、既設の附属幼稚園を幼保  
連携型認定こども園に移行させることが望ましい  
と、こういうふうに考えております。

したがいまして、文科省としては、あらゆる機  
会を通じ、各大学に対して移行要請をしてまいり  
たいと考えております。これが第一点でございま  
す。

二点目は、幼保連携型認定こども園の設置主体  
の制限についてのお尋ねでございます。

幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉

施設としての法的な位置付けを有し、学校教育と保育を一体的に提供する施設であります。修正案では、これまでの国会審議等で示された懸念も踏まえ、株式会社やNPOの参入は認めないこととしたものであると承知をいたしております。

しかしながら、修正案では、施設型給付の創設による認定こども園への給付の一本化、幼保連携型認定こども園の改善による認可、指導監督等の一本化などにより、幼保連携型認定こども園の設置を妨げる要因は大きく私は解消されると思います。幼稚園及び保育所からの移行が促進されると考えておるところでございます。

最後でございますが、保育所における幼児教育の質についてお尋ねでございます。

修正案では、保育所についても、一定の要件を満たすことにより、幼保連携型認定こども園の認可を受け、学校と児童福祉施設としての法的な位置付けを持つことを可能とするものでございます。

今後、より多くの保育所が学校教育としての位置付けの下で教育を行うことができるよう、保育所から幼保連携型認定こども園への移行を促進していきたいと考えております。

なお、従来から、保育所保育指針と幼稚園の教育要領の整合性の確保を進めてきております。三歳以上の児童につきましては、教育の内容につきましては既に相当程度共通のものとなっております。

幼保連携型認定こども園に移行せず保育所のまま残る施設につきましては、引き続きそれぞれの保育所で保育所保育指針に沿った教育が行われることから、文部科学省としては、保育所の基準の策定や財政支援を行う厚生労働省と連携をして幼児期の教育の質の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(平田健二君) 田村智子君。

(田村智子君登壇、拍手)

○田村智子君 日本共産党を代表し、民主、自民、公明の三党合意による消費税増税と社会保障制度改悪を許さない立場で社会保障の基本的な問題について質問いたします。

社会保障制度改革推進法案は、社会保障の目指す方向として、自助、共助、公助の組合せ、家族相互及び国民相互の助け合いを掲げています。これは、社会保障の土台を自助努力、家族などの助け合いに置き換え、憲法二十五条に基づく社会保障への国の責務、役割を縮小するものではありません。事実、法案では、医療、年金、介護は社会保険制度を基本とし、国や地方の負担は補助的なものとするを明記しています。

改革の基本方針を見ても、第六条、医療保険制度では、これまでの政府方針文書に必ず記されていた国民皆保険の文言はなく、療養の範囲の適正化とあります。日本医師会は、国民皆保険とは、医療保険加入だけでなく、医療の公的給付の範囲を守り、混合診療の解禁や営利企業の参入を許さないことだと本法案への懸念を表明しているではありません。

第七条、介護保険制度では、給付の対象範囲の適正化、介護サービスの効率化、重点化を図るとしていますが、介護サービスを新たに引き上げるのでしょうか。生活保護についても、非正規雇用の増大、無年金・低年金問題など、貧困の要因はそのままに、給付額、給付対象の削減をあからさまに求めているではありませんか。

提案者にお聞きします。国民皆保険、介護の社会化、最低生活の保障など、国民の努力で確立してきた原則が、なぜこの法案にはないのか、健康で文化的な最低限度の生活を全ての国民に保障するという国の責務はこの法案のどこに体现されているのか、お答えください。

かつて、小泉政権も、持続可能な社会保障制度を掲げ、自律自助を強調し、二〇〇二年から八年間、社会保障費の自然増を毎年二千二百億円削減し続けました。医療費三割負担による受診抑制、介護サービスの取上げ、障害者自立支援法による一割負担導入などがどれほど深刻な事態をもたらしたか。同じような給付抑制を消費税増税と併せて行えば、国民にはこの比ではない激痛が襲いかかることは明らかです。

総理及び三党の各提案者にお聞きします。この小泉政権の政策が日本社会に与えた影響をどう評価しているのか、この法案は同様の社会保障費抑制につながるのではないかと、明確にお答えください。

本法案は、社会保障の国と地方の財政負担は消費税及び地方消費税の収入を充てるとしています。これでは、社会保障に使っていた一般財源が他の支出に回され、国民は常に消費税増税が社会保障切捨てかを迫られることになります。そもそも、逆進性の強い消費税を社会保障財源とすることが問題です。社会保障財源は応能負担原則で賄うべきではないのか、お答えください。

こうした改革の具体化は社会保障制度改革国民会議で検討するとしていますが、衆議院の審議では、三党協議の合意の努力の後に国民会議の中で更に詳細なことを決めていくとの答弁もありました。これでは、三党の協議、合意がまずあって、それに批判的意見を初めから排除することにはならないのか、国会軽視も甚だしく、これが国民的な議論と言えるのか、総理と提案者の見解を求めます。

我が党は、消費税に頼らずに社会保障拡充の道があることを提案し、国民的な対話に取り組んでいます。三党のみの合意で消費税増税と社会保障

大改悪の道筋を敷くなど言語道断です。法案を廃案とし、各政党が堂々と国民に日本の将来像を示し議論すべきである、このことを主張し、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手)

○内閣総理大臣野田佳彦君 日本共産党、田村議員の御質問にお答えをいたします。

私には三問のお尋ねがございました。

まず最初に、小泉政権の社会保障政策の評価と改革推進法案についてのお尋ねでございます。小泉政権における、いわゆる骨太方針二〇〇六により、社会保障関係費については、二〇〇七年から五年間で一・一兆円、毎年約二千二百億円の伸びの抑制が機械的に求められました。あわせて、制度の持続可能性を高めるため、自己負担増などの改革が行われる中で、セーフティネット機能の低下、医療・介護サービス提供体制の劣化、少子化への取組の遅れといった問題が顕在化したと考えております。

政権交代以降、このようなゆがみに対応してまいりましたが、今回の一体改革では、必要な社会保障の重点化、効率化と併せて、子育て支援の充実や現行年金制度の改善を行っています。今回の三党で合意した改革推進法案は、受益と負担の均衡が取れた持続可能な社会保障制度に向けて改革の基本方針等が盛り込まれたものですが、これが小泉改革と同様なものとは考えておりません。

続いて、社会保障財源の在り方についてのお尋ねでございます。

日本の社会保障制度では、サラリーマン等には所得に応じ御負担をいただく一方、自営業者等を対象とする国民年金等は定額保険料の負担をいただいております。この定額保険料は、低所得者に対する免除や軽減措置により逆進性を緩和をしています。また、社会保険方式を基本としながら

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保険制度改革推進法案、子ども・子育て支援法案、就学前の子どもの関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(通称説明)



も、税も財源として組み合わせています。社会保障費用が増加する中で、その負担を将来世代に先送りしている状況にあり、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を図ることが必要であります。その財源としては、世代を通じて幅広い国民が負担する消費税が適当と考えております。次に、社会保障制度改革国民会議についての御質問をいただきました。

国民会議においては、改革推進法案に規定されているとおり、幅広い観点に立つて、法案に盛り込まれた基本方針に基づいて審議することとしており、あらかじめ特定の意見を排除することにはなっておりません。

なお、三党協議と国民会議の関係については、法案の規定や参議院での審議、提案された三党の御意見をも踏まえて対応したいと考えておりますが、いずれにしても、信頼され、安心できる社会保障制度の構築に向けて国民的な議論を深めていく必要があると考えております。(拍手)

(衆議院議員長妻昭君登壇、拍手)

○衆議院議員(長妻昭君) 田村議員にお答えをいたします。

総理と同時に法案提出者に聞いていただいた質問もございまして、ダブルの答弁もあるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思っております。

まずは、第一問目としては、この推進法案が憲法二十五条に基づく社会保障に対する国の責務、役割を縮小するものではないかというお尋ねであります。

今回、三党で提出した推進法案においては、社会保障制度改革の基本的な考え方として、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していく旨が明記をさ

れております。

家族相互の助け合いとは、例えば子育てなどにおいて家族が果たすべき役割を指しております。国民の自立を家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じて支援するということは、自助、共助、公助の適切なバランスに留意しつつ、家族相互の助け合いを含めた自助を社会全体の連帯の仕組みである共助や公助によって支援するというものであります。

他方、自助を引き出すための共助や公助を行うというスタンスは何ら変更がないことなどから、憲法二十五条に基づく社会保障に対する国の責務、役割を縮小するとの指摘は当たらないと考えております。

次に、国民皆保険、介護の社会化、最低生活の保障について御質問をいただきました。

この推進法の第六条には、医療保険制度に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、必要な改革を行うと、国民皆保険の維持を明記をしております。また、推進法案の第二条には、自民党、公明党にも大変な御理解をいただ

いて、協議の結果、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつというような基本的な考え方が明記をされております。

御指摘の介護の社会化、最低生活の保障は、こうした改革推進法案の理念と軌を一にするものと考えております。

そして、健康で文化的な最低限度の生活について質問をいただきました。

この法案による社会保障制度改革の基本的な考え方はさきに述べたとおりですが、自らの収入や資産等、あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対する最後の安全網としての生活保護制度があります。

この生活保護制度については、いわゆる貧困の

連鎖を断ち切る取組、働ける人の就労の促進や不正受給対策の強化をする必要はあると考え、それを附則に規定していますが、こうした見直しを通じて制度に対する国民の信頼を維持するとともに、真に支援が必要な人に着実に支援を実施されるようにしていく考え方には変わりはありません。

生活保護は、文字どおり最後のセーフティーネットであり、受けるべき人が受けられない場合には死が待っているとなかなかねないことにも十分に肝に銘じて取り組んでまいります。

そして、次に、小泉政権の社会保障政策への評価について質問がございました。

小泉政権における社会保障関係費、二〇〇七年から五年間で毎年二千二百億円を抑制するというものであります。これは、毎年機械的に社会保障の伸びを二千二百億円ずつ定額で削減する手法には疑問があります。いわゆる医療崩壊と言われた医療サービスの低下を始め、様々な問題が生じたと考えております。

政権交代後は、機械的削減をやめ、医療でいえば、診療報酬を十年ぶりにネットプラスにして医療崩壊に歯止めを掛けました。社会保障の適正化は必要ですが、細部や現場の状況をよく見て実施しなければならぬと考えております。

そして、この同様の小泉政権と同じような社会保障抑制にこの推進法案がなるのではないのかと、こういう御懸念についての質問がございました。

今回、三党で合意した社会保障制度改革推進法案は、社会保障の重点化と効率化を行いながら、受益と負担の均衡が取れた持続可能な社会保障制度に向け、改革の基本方針等を盛り込んでおります。その中では、必要な医療・介護サービスの確

保や、子育て支援の強化等も行っていくことになつていくところでありまして、機械的な抑制策につなげるものではないと考えております。

そして、社会保障財源の在り方についての質問がございました。応能負担原則で賄うべきではないのかという質問でございます。

日本の社会保障制度では、サラリーマン等には所得に応じ御負担をいただく一方、例えば、自営業者等を対象とする国民年金等は定額保険料の負担をいただいております。この定額保険料は、現状でも低所得者に対する免除や軽減措置により逆進性を緩和をしております。また、社会保険方式を基本としながらも、税も財源として組み合わせております。社会保障費用が増加する中で、その負担を将来世代に先送りしている状況にあり、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を図ることが必要であります。その財源としては、世代を通じて幅広い国民が負担する消費税が適当と考えております。

最後に、この国民会議についての御質問がございました。

先ほど総理からも御答弁があったところでありますけれども、国民会議においては、推進法案に規定されているとおり、幅広い観点に立つて、法案に盛り込まれた基本方針に基づいて審議することとしており、あらかじめ特定の意見を排除することにはなっておりません。

なお、三党協議と国民会議の関係については、法案の規定や参議院での審議、三党の御意見も踏まえて対応したいと考えております。

いずれにしても、信頼され、安心できる社会保障制度の構築に向けて国民の議論を深めていく必要があると考えております。

以上、答弁を申し上げました。(拍手)

〔衆議院議員加藤勝信君登壇、拍手〕

○衆議院議員(加藤勝信君) 田村智子議員にお答えを申し上げます。

三党提案者それぞれということで、自由民主党の提案者として答弁をさせていただきます。

まず、小泉政権の社会保障政策への評価ということでございます。

小泉政権においては、例えば、いわゆる骨太方針二〇〇六では、二〇一一年度のプライマリバランスの黒字化を目指して、社会保障、そしてそれ以外の分野についても、全体の歳入歳入改革により財政の健全化を図ろうとしたところであります。社会保障分野では、全般にわたる見直しにより、社会保障給付費の伸びの抑制が図られたわけでありましたが、こうした様々な取組の結果として、例えば、プライマリバランスは二〇〇七年にはGDP比一・二％にまで、国債発行額は二〇〇七年には二十五・四兆円まで縮減するなど、改善が図られたところであります。

他方、その間において、社会保障分野では、社会経済情勢の変化などの中、例えば、へき地医療や救急医療などでの医師不足に伴う問題など、喫緊に解決すべき課題も出てきたものと認識をしております。

なお、社会保障制度改革推進法案についての御質問がございました。

今回、三党で合意したこの法案においては、法文上もありますように、社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化を同時に行いながら、受益と負担の均衡が取れた持続可能な社会保障制度の確立に向けてその改革を総合的かつ集中的に推進すると合意しているところでございます。(拍手)

〔衆議院議員西博義君登壇、拍手〕

○衆議院議員(西博義君) 田村智子議員にお答え申し上げます。

公明党に對しまして二つの質問がございました。初めに、小泉政権の社会保障政策への評価ということで御質問がありました。

小泉政権では、消費税増税を行わず財政健全化に取り組むという方針の下、社会保障分野でもその抑制が求められ、自己負担増による保険料負担の抑制など、社会保障制度の持続可能性を高める改革が行われました。その一方で、少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化を背景に、セーフティネット機能、医療・介護サービス提供体制、少子化への取組といった面で新たな課題が出てきたことも事実であります。このため、今回の一体改革では、必要な社会保障の充実を重点化、効率化と併せて行うことにしており、具体的には、子供や子育てへの支援の強化、医療・介護サービスの保障の強化、貧困・格差対策の強化などを行うことにしております。

続きまして、社会保障制度改革推進法案についての質問がございました。

今回、三党で合意いたしました社会保障制度改革推進法案では、安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡が取れた持続可能な社会保障制度に向け、改革の基本方針等を盛り込んでおります。その基本方針の中では、必要な医療・介護サービスの確保や子育て支援の強化等も今後行っていくことになっていくところでございます。

以上です。(拍手)

○議長(平田健二君) 吉田忠智君。

〔吉田忠智君登壇、拍手〕

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

会派を代表して、社会保障六法案について質問いたします。

そもそも、政府案自体が一体改革とは名ばかりのばらばら改革であり、マニフェスト違反の消費

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保険制度改革推進法案、子ども・子育て支援法案、就学前の子どもの関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律案、子ども・子育て支援法及び総合子ども・子育て支援法並びに総合子ども・子育て支援法等に関する法律案(趣旨説明)

増税の隠れみのにすぎませんでした。それすら、民自公の修正協議という密室談合でことごとく骨抜きにされ、消費増税だけが残りという無残な姿をさらしています。このような密室談合による修正協議に依存する総理の政治手法が国民の政治不信に拍車を掛けているという認識はお持ちですか。

改革推進法では家族による自助が強調され、時代が逆戻りしています。社会保障は、個人や家族では支え切れないリスクを、社会連帯の思想の下、公的に支えていく仕組みであるはずで、本法案の基本的な考え方は、社会保障制度をゆがめるものではありませんか。

改革推進法九条の社会保障制度改革国民会議にあつては、既往の方針のみにかかわらず、民主党マニフェストの看板であった後期高齢者医療制度の廃止、最低保障年金制度の創設はあつさり放棄してしまいました。民主党のマニフェストというものはかくも軽いものだったのでしょうか。総理に伺います。

同法附則には生活保護法の改正が盛り込まれました。生活困窮者は、DVや虐待など、親族関係に問題を抱えている人も多く、扶養を強制することは保護の開口を大幅に狭めるものであります。これは保護の開口を大幅に狭めるものであります。不正受給を強調し、あたかも制度全般、受給者を蔑視するかのような論調は問題です。なぜ附則に生活保護法改正を入れたのか、発議者の真意をお聞かせください。

また、同法案においては、社会保険制度を基本とすると明記されました。我が国の年金制度は、現役が高齢世代を支える賦課方式です。高齢世代を支えたくても経済的に余裕のない、現役世代における非正規雇用、ワーキングプアの広がりに加え、保険料と受給の対価関係を意味する保険制度を強調することが、結果として、二〇一一年度五八・六％という過去最低の国民年金保険料納付

率、世代間扶養を基本とする基礎年金の空洞化を招いているのではないのでしょうか。基礎年金空洞化の要因と納付率アップの対策について、大臣の見解を求めます。

年金、医療、介護、少子化の四分野の将来設計は、三党協議と国民会議に棚上げされましたが、曲がりなりにも政府案では、四分野に限らない貧困・格差対策やデイ・セントワークの実現などのトータルな社会保障改革が掲げられておりまして、四分野とそれ以外の制度改革との整合性について、総理の見解を求めます。

低所得者への年金額加算について、年金制度の枠外の福祉的な措置により、上乗せ給付されます。原案では年金の最低保障機能強化とされたものが、福祉的措置となったことで、全く意味不明な制度になり果てました。これは年金なのか。年金、たとえると、保険制度の原則が貫徹しているのか。福祉、たとえると、なぜ年金機構が事務を担うのか。発議者の明快な答弁を求めます。

子ども・子育てでは、修正により児童福祉法二十四条の市町村の保育実施義務が残った点は評価できます。しかし、東京、沖縄、横浜市などで深刻なゼロから二歳児の待機児童対策は、消費税増税と新システムにリンクしてきたために結果的に非常に遅れています。その責任をどう考え、どう対処するおつもりか、大臣に伺います。

現在、公立保育所の労働者の約六割がパート、非常勤などの非正規雇用です。子供との安定した関係づくりのためにも、まず正規化する、そのための人件費をきちんと手当てする必要があると考えますが、大臣の見解を求めます。

その上で、支援法附則二条に盛り込まれた幼稚園教諭、保育士、学童保育指導員等の処遇改善についてどのように取り組んでいかれるのか、発議者の見解を具体的にお示しください。

理念的にも制度的にも一貫性を欠く社会保障改革をなすり構わず密室談合で決めた背景にこそ、消費税増税の強行と民自公に財務省を加えた大連立、現代版大政翼賛会があります。社民党はこれと対決することを表明して、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣野田佳彦君 社民党の吉田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、与野党協議に関するお尋ねがございました。

与野党協議が密室談合であるとの御指摘については、そのような認識は全く持つておらず、同意できません。

自民、公明両党におかれては、現在の国民生活に対する責任、将来の国民に対する責任を共有をしていただき、政治的には非常に困難な消費税率引上げという決断をしていただいたことに心より感謝をしております。

社会保障制度改革には多くの国民の御理解が必要であり、いわゆるねじれ国会の中で政党が国民に対する責任を果たしていくためには、与野党が胸襟を開いて話し合い、合意を形成することが求められます。政府としては、衆議院における与野党協議の成果である修正可決を踏まえ、これを尊重しつつ、参議院での充実した審議ののち、一体改革の実現を期してまいります。

改革推進法案の自助の考え方についてのお尋ねがございました。

今回の社会保障改革については、自助、共助、公助の最適バランスに留意し、個人の尊厳の保持、自立自助を国民相互の共助・連帯の仕組みを通じて支援していくことを基本にするというのが政府・与党の考え方であり、推進法案での御

指摘の箇所については、このような考え方とそこはなと理解しており、時代が逆戻りや社会保障制度をゆがめるものとの御指摘には当たらないと考えております。

次に、社会保障制度改革推進法とマニフェストに関する御質問をいただきました。

民主、自民、公明の三党で合意された確認書等においても、推進法案においても、後期高齢者医療制度の廃止、最低保障年金制度の創設など、民主党がマニフェストに掲げた政策を撤回するという文言は入っておりません。

推進法九条では、社会保障・税一体改革大綱その他の既往方針のみにかかわらず、幅広い観点に立つて、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議することになっております。

公的年金制度や高齢者医療制度については、今回の修正で合意した三党間であらかじめ協議する場面、あるいは国民会議での議論の過程において、民主党は民主党としての考えを御説明をし、関係各位の御理解を得たいと考えております。

国民会議の議題となる四分野とそれ以外の制度改革との整合性についてのお尋ねがございました。

改革推進法案では、年金、医療、介護、子育て支援の四分野について、必要な法制上の措置については、国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずることとなっております。また、四分野に限らない貧困・格差対策やデューセントワークの実現などについては、引き続き、社会保障の全体像をお示ししている一体改革大綱や社会保障改革の工程表などに沿って取り組んでまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣小宮山洋子君登壇、拍手〕

○国務大臣(小宮山洋子君) 基礎年金空洞化の要

因と国民年金納付率についてですが、平成二十三年度の国民年金保険料の現年度納付率は五八・六％となり、引き続き大変厳しい状況が続いています。背景としては、厳しい経済状況や非正規労働者の増加など、構造的な要因もあると考えています。

今年度からは、納付率の新たな数値目標を設け、未納者の属性に応じたきめ細かな取組を一層徹底強化するよう、日本年金機構に対して指導しています。また、持続可能で若い世代を含めた国民が安心できる公平な制度を構築するため、今回、年金関連法案として、基礎年金国庫負担割合二分の一の恒久化、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、産休期間中の厚生年金保険料免除などの措置を盛り込んでいます。

保育所の待機児童の問題についてですが、保育所の待機児童の問題に対しては、これまで、待機児解消のための先取りプロジェクト等、国と地方自治体が協力して取組を進めてきています。新制度の下では、幼稚園の長所を生かしながら保育に取り組んでいただく幼保連携型認定こども園の普及のほか、保育所の増設や小規模保育等の多様な保育の拡充など、様々な施設、事業を組み合わせて対応することとしています。市町村は、地域の保育需要を満たすため、こうした多様な施設、事業を組み合わせ、計画的に学校教育、保育の整備を行っていくこととなります。

消費税による安定財源を確保し、こうした取組を総合的に行うことによつて、速やかに待機児童を解消していくことができると考えています。

保育士の処遇改善についてですが、平成二十二年の社会福祉施設等調査によれば、公営保育所の職員のうち、常勤職員が六八・四％、非常勤職員が三一・六％となっています。保育の質を確保しながら量的拡充を進めていく上で、保育士等の人

材確保は重要な課題です。

三党合意に基づく修正案では、保育士等の従事者の処遇の改善に資するための施策の在り方などについて検討規定が盛り込まれました。こうした法律の規定を受け止め、人材の確保とともに、職場への定着を図るため、職員配置基準の改善のほか、研修機会の確保、職員のキャリアアップや処遇の改善を含めた保育の質の一層の改善についても行っていく予定です。

恒久的な財源を確保しながら、優先順位を付けて実施をしていきます。(拍手)

〔衆議院議員長妻昭君登壇、拍手〕

○衆議院議員(長妻昭君) 吉田議員からは二問質問をいただきました。

生活保護制度についての質問でございます。社会保障制度の中の最後のセーフティネットである生活保護制度に対して、不公平感や不正受給問題等が指摘されております。制度創設以降、六十年以上も抜本的な見直しがなされていない中で、生活保護制度に対する国民の信頼を取り戻して、真に必要な人に制度が行き渡るよう改善する必要があると考え、法の附則に規定しているものであります。

また、附則では、保護を受けている世帯に属する子供が成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るということも明記をされておまして、これはいわゆる貧困の連鎖の問題にも取り組んでいくということでもあります。

そして、もう一点でございますけれども、低所得者への年金額の加算の代わりに実施する福祉的な給付については、低所得、低年金に対する福祉的な給付を年金制度の中で行うか、年金制度の枠外で行うかは、三党協議で議論はあったところで

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保険制度の改革推進法案、子ども・子育て支援法案、就業前の子どものための教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律案等を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案趣旨説明

あります。協議の結果、低所得者に対する福祉的な給付は年金制度の枠外で行うこととしたしました。その上で、年金額加算ではなく、低所得高齢者、障害者等への新たな福祉的な給付措置を実施するための必要な法制上の措置を講ずる旨を規定をいたしました。

この給付措置は、現行制度の下で発生している低年金問題に対応するため、年金受給者を対象として給付額を保険料納付並み期間に応じて決定するほか、保険料免除期間がある低所得高齢者に対して保険料免除期間に応じた給付を行うこととするなど、年金制度をベースにした仕組みとしております。

このことによつて、低所得、低年金の五百万人以上の現行の受給者の方々が年金額を上乗せになりますし、障害者の低所得の方、百八十万人の障害者の方々にも年金額が上乗せになるということになります。このことから、日本年金機構において事務を行うことが効率的かつ適当であると判断をしております。

以上、答弁申し上げます。(拍手)

〔衆議院議員池坊保子君登壇、拍手〕  
○衆議院議員(池坊保子君) 社民党の古田議員の御質問にお答えいたします。

教育、保育の質を確保するとともに、量的拡充を図るためには、優秀な保育士と幼稚園教諭の人材確保は不可欠であり、そのための給与の引上げ等の処遇改善がなされなければなりません。優秀な人材確保と、その人たちに長く職場に定着してもらうためには、職員配置基準の改善、例えば、保育所では今二十対一ですが、それを十五対一にする、あるいはまた、幼稚園においては三十五人学級を三十人学級を目指すなど、そしてまた、教員の研修機会の確保、長く勤めている職員のインセンティブが働くようなキャリアアップと給与等

の処遇の改善など、様々なことが考えられ、これらのことを実行を目指していかなければならないと思ひます。ですが、財源がなくてはこれらのことを可能にすることはできませんので、恒久的な財源を確保しながら、限られた財源の中で優先順位を付けて実施してまいりたいと思つております。

また、放課後児童クラブの指導員の処遇改善も重要な課題ですので、保育士、幼稚園教諭とともに、恒久的な財源を確保していく必要があると思ひます。

政府では、今回の法案で盛り込まれた検討規定をしつかりと受け止め、教育、保育、放課後児童クラブの人材確保政策や処遇の改善について、真摯に積極的に取り組んでほしいと思つております。以上です。(拍手)

○議長(平田健二君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十八分散会

出席者は左のとおり。

|            |        |
|------------|--------|
| 議長 平田 健二君  |        |
| 副議長 尾辻 秀久君 |        |
| 議員         |        |
| 上野ひろし君     | 竹谷とし子君 |
| 石川 博崇君     | 吉田 忠智君 |
| 松田 公太君     | 横山 信一君 |
| 秋野 公造君     | 山内 徳信君 |
| 自見庄三郎君     | 小熊 慎司君 |
| 谷合 正明君     | 山本 博司君 |
| 又市 征治君     | 徳永 エリ君 |
| 中西 健治君     | 桜内 文城君 |
| 西田 実仁君     | 山本 香苗君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 浜田 昌良君 | 福島みずほ君 |
| 舟山 康江君 | 寺田 典城君 |
| 柴田 巧君  | 加藤 修一君 |
| 長沢 広明君 | 渡辺 孝男君 |
| 室井 邦彦君 | 広田 一君  |
| 林 久美子君 | 川田 龍平君 |
| 江口 克彦君 | 荒木 清寛君 |
| 魚住裕一郎君 | 松 あきら君 |
| 小林 正夫君 | 今野 東君  |
| 小野 次郎君 | 水野 賢一君 |
| 白浜 一良君 | 山口那津男君 |
| 草川 昭三君 | 木庭健太郎君 |
| 福山 哲郎君 | 増子 輝彦君 |
| 長浜 博行君 | 郡司 彰君  |
| 横峯 良郎君 | 濱田 和幸君 |
| 安井美沙子君 | 小西 洋之君 |
| 平山 誠君  | 森田 高君  |
| 斎藤 嘉隆君 | 大野 元裕君 |
| 田城 郁君  | 西村まさみ君 |
| 江崎 孝君  | 難波 奨二君 |
| 金子 洋一君 | 有田 芳生君 |
| 大久保潔重君 | 吉川 沙織君 |
| 金子 恵美君 | 行田 邦子君 |
| 徳永 久志君 | 牧山ひろえ君 |
| 大島九州男君 | 水戸 将史君 |
| 蓮 舫君   | 轟木 利治君 |
| 尾立 源幸君 | 藤末 健三君 |
| 川合 孝典君 | 前川 清成君 |
| 白 眞勲君  | 大久保 勉君 |
| 藤田 幸久君 | 那谷屋正義君 |
| 櫻井 充君  | 岩本 司君  |
| 川崎 稔君  | 武内 則男君 |
| 松井 孝治君 | 鈴木 寛君  |
| 藤原 正司君 | 大塚 耕平君 |
|        | 小川 敏夫君 |

|        |         |
|--------|---------|
| 一川 保夫君 | 奥石 東君   |
| 池口 修次君 | 榛葉賀津也君  |
| 小川 勝也君 | 直嶋 正行君  |
| 北澤 俊美君 | 玉置 一弥君  |
| 石橋 通宏君 | 亀井亜紀子君  |
| 米長 晴信君 | 中西 祐介君  |
| 小見山幸治君 | 糸数 慶子君  |
| 長谷川大紋君 | 高階恵美子君  |
| 梅村 聡君  | 松浦 大悟君  |
| 中谷 智司君 | 植松恵美子君  |
| 風間 直樹君 | 佐藤 正久君  |
| 谷岡 郁子君 | 大河原雅子君  |
| 相原久美子君 | 加賀谷 健君  |
| 藤谷 光信君 | 松野 信夫君  |
| 川上 義博君 | 佐藤 信秋君  |
| 足立 信也君 | 藤本 祐司君  |
| 水岡 俊一君 | 津田弥太郎君  |
| 芝 博一君  | 加藤 敏幸君  |
| 柳澤 光美君 | 藤井 基之君  |
| 辻 泰弘君  | 平野 達男君  |
| 神本美恵子君 | 谷 博之君   |
| 高橋 千秋君 | 羽田雄一郎君  |
| 野上浩太郎君 | 岡崎トミ子君  |
| 柳田 稔君  | 前田 武志君  |
| 田中 直紀君 | 江田 五月君  |
| 石井 一君  | 鴻池 祥肇君  |
| 山東 昭子君 | 中原 八一君  |
| 長谷川 岳君 | 藤川 政人君  |
| 若林 健太君 | 三原じゅん子君 |
| 熊谷 大君  | 大家 敏志君  |
| 宇都 隆史君 | 岩井 茂樹君  |
| 磯崎 仁彦君 | 上野 通子君  |
| 塚田 一郎君 | 西田 昌司君  |
| 牧野たかお君 | 丸山 和也君  |
| 森 まさこ君 | 石井みどり君  |



東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

米長 晴信君

池口 修次君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

共生社会・地域活性化に関する調査会委員

辞任

補欠

森 ゆうこ君

外山 斎君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

広野ただし君

友近 聡朗君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

次世代スーパーコンピュータ「京」に関する質問

主意書(山谷えり子君提出)(第一八一号)

北京常設展示館事業に関する質問主意書(山谷

えり子君提出)(第一八二号)

メドヴェージェフ・ロシア連邦首相の国後島訪

問に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第一

八三号)

日韓秘密情報保護協定の締結に関する質問主意

書(宇都隆史君提出)(第一八四号)

後発医薬品の利用促進のための環境整備に関す

る再質問主意書(田村智子君提出)(第一八五号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

伝統ある国産麦栽培を守るためのカラスムギに

よる雑草害対策の強化に関する質問主意書(秋

野公造君提出)(第一七三号)

法務省で検討している死刑の執行方法に関する

質問主意書(福島みずほ君提出)(第一七四号)

放射性物質の拡散防止対策及び原発の安全設備

に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一七

五号)

東日本大震災復興・復興関係経費の執行状況に  
関する質問主意書(若林健太君提出)(第一七六  
号)

東日本大震災復興・復興関係経費の不用額に関  
する質問主意書(若林健太君提出)(第一七七号)

東日本大震災復興交付金の執行状況に関する質

問主意書(若林健太君提出)(第一七八号)

東日本大震災復興・復興関係経費の今後の執行

体制に関する質問主意書(若林健太君提出)(第

一七九号)

同日議長は、ロシア連邦南部における豪雨による

洪水被害に対し、ヴァレンチナ・イヴァノヴナ・

マトヴィエンコ・ロシア連邦連邦院議長宛見舞電

報を発送した。

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任

を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

田城 郁君

徳永 エリ君

中谷 智司君

櫻井 充君

佐藤 正久君

三原じゅん子君

森 まさこ君

赤石 清美君

竹谷とし子君

秋野 公造君

渡辺 孝男君

山本 香苗君

中西 健治君

水野 賢一君

井上 哲士君

大門実紀史君

外添 要一君

荒井 広幸君

決算委員

辞任

補欠

江田 五月君

小川 敏夫君

赤石 清美君

森 まさこ君

大門実紀史君

井上 哲士君

行政監視委員

辞任

補欠

徳永 エリ君

田城 郁君

秋野 公造君

竹谷とし子君

議院運営委員

辞任

補欠

櫻井 充君

中谷 智司君

水野 賢一君

中西 健治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を  
許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

補欠

池口 修次君

安井美沙子君

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

池口 修次君

前田 武志君

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

輿石 東君

斎藤 嘉隆君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

障害基礎年金及び障害厚生年金の周知広報の在

り方及び実態に即した弾力的な認定に関する質

問主意書(浜田昌良君提出)(第一八六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山田俊男君提出行政刷新会議におけ

る規制・制度改革委員会に関する質問に対する

答弁書(第一八九号)

参議院議員佐藤正久君提出東日本大震災を踏ま

えた教訓事項の整理・活用等に関する質問に対

する答弁書(第一七〇号)

参議院議員加藤修一君提出原子力規制委員会設

置法、改正原子力基本法、改正原子炉等規制法

における「我が国の安全保障に資する」との文言

の解釈に関する質問に対する答弁書(第一七一

号)

参議院議員山谷えり子君提出シリアの情勢に関

する質問に対する答弁書(第一七二号)

障害者政策委員会に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提  
出する。

平成二十四年六月二十六日

参議院議長 平田 健二殿

衛藤 晟一

障害者政策委員会に関する質問主意書

平成二十三年七月に障害者基本法の一部を改正  
する法律が成立し、それに基づき、本年五月二十  
一日に障害者政策委員会が設置されたところであ  
る。また、去る六月十九日の参議院厚生労働委員  
会における審議では、障害者政策委員会の人選や  
所掌等についての質疑が行われたとともに、地域  
社会における共生の実現に向けて新たな障害保健  
福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する  
法律案に対する附帯決議として、「障害者政策委  
員会の運営に当たっては、関係行政機関の間で十  
分調整するとともに、障害者政策を幅広い国民の  
理解を得ながら進めていくという観点から、広く  
国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公  
平・中立を旨とすること。」が示されており、今  
後、これらを十分踏まえて、障害者政策委員会を  
適切に運営していくことが必要である。

したがって、次の事項について質問する。  
一 今般の障害者政策委員会の委員については、  
重症心身障害児や肢体不自由児などの障害児の  
ご家族や、障害福祉等の行政を担う全国町村会  
が含まれていないが、その理由を示されたい。  
また、この人選は公平・中立な人選か、政府の  
見解を示されたい。さらに、選考に当たっては、  
改めて関係省庁に協議を行うなどにより意見  
を聴いたのか示されたい。

二 障害者政策委員会の任務としては、障害者基  
本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同  
計画の実施状況の監視・勧告となっているが、



今後、障害者基本計画に関する審議をどのように公平・中立に進めていくのか具体的に示されたい。また、関係省庁との連携方策を具体的に示されたい。

三 六月十九日の参議院厚生労働委員会では、園田内閣府大臣政務官は、障害者基本計画の大宗を差別禁止法制が占めるとし、障害者政策委員会の中における議論の場として差別禁止法制を議論する形が適当、との旨を発言しているが、障害者基本計画の内容は広範多岐にわたるとともに、差別禁止法制を議論する場として障害者政策委員会の中に部会を設けることには疑問である。

障害者に関する各種施策については、当該施策を所管する各省庁における審議の場で十分審議し、決定がなされ、必要に応じて障害者基本計画に盛り込まれることが適切であり、障害者基本計画に盛り込まれる施策はすべて障害者政策委員会の審議の対象となりうるものとするのは、政策決定の在り方として問題があるとともに、障害者基本法に規定する障害者政策委員会の所掌を超えていると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員衛藤晟一君提出障害者政策委員会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員衛藤晟一君提出障害者政策委員会に関する質問に対する答弁書

一について

障害者政策委員会の委員については、障害者

基本法(昭和四十五年法律第八十四号。以下「法」という。)第三十三条第二項の規定に基づき、かつ、「障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成二十三年七月二十八日参議院内閣委員会)において「障害者政策委員会の委員の選任に当たっては、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること」とされていることを踏まえた上で、同条第一項に規定する委員の定数の範囲内で、その職務を遂行するのに最もふさわしい者を内閣総理大臣が任命しており、公平・中立な人選であると認識している。

なお、障害者政策委員会の委員の任命に当たっては、関係行政機関への協議や意見聴取は行っていない。

二について

障害者政策委員会は、障害者のための施策の専門家や関係者からの意見を聴く等、その運営に広く国民各層の声が反映されるよう配慮した上で、御指摘のように「障害者基本計画に関する審議を公平・中立に進めていく」べきものと認識している。

また、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣に任命され障害者政策委員会に置かれる幹事が、その委員を補佐すること等を通じて、関係行政機関との連携が確保されるものと認識している。

三について

障害者政策委員会は、法第三十二条第二項に規定されているとおり、障害者基本計画(法第十一条第一項に規定する障害者基本計画)をいう。以下同じ。)に関する意見陳述、実施状況の監視等をつかさどることとされており、その所

掌事務の範囲は、障害者基本計画又はその案に盛り込まれる障害者のための施策の全般に及ぶものと解され、御指摘の「障害者基本計画に盛り込まれる施策はすべて障害者政策委員会の審議の対象となりうる」とするに問題があるとは考えていない。

PCB廃棄物の保管状況等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年六月二十六日

横山 信一

参議院議長 平田 健二殿

PCB廃棄物の保管状況等に関する質問主意書

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、PCB廃棄物を保管する事業者(以下「保管事業者」という。)は保管状況の届出のほか、平成二十八年七月までの処理が義務付けられている。しかしながら、国策会社である日本環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)によって行われているPCB廃棄物の処理は、同社処理施設でのPCB漏洩事故などもあって処理作業が遅れており、法律に基づく処理期限までに終える見通しが立っていない。これに伴い、保管事業者による保管期間が長期化する一方で、PCB廃棄物に係る紛失・漏洩の増加による環境汚染が懸念されている。

そこで、PCB廃棄物の保管状況等に関し、以下質問する。

一 保管事業者は、PCB廃棄物の保管基準として、容器に入れ密封すること等による揮発防止

のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置、腐食防止のために必要な措置等をとらなければならない場合、保管事業者に対し改善命令を行うことができるかとされている。この保管基準違反の状況はどうなっているか。また、改善命令が出された件数と、これに対する保管事業者の履行状況を示されたい。

二 JESCOが平成二十二年一月に改定したPCB廃棄物の処理料金によると、安定器を含めたPCB汚染物等の処理費用は、安定器等の重量一キログラム当たり二万九千四百円と高額であるが、その積算根拠はどうなっているか示されたい。

三 LED照明機器の急速な普及に伴って、蛍光灯安定器の廃棄も急増しているはずであるが、PCB使用廃安定器の保管状況についての届出はどのようになっているのか、その実態を示されたい。

四 保管事業者は、急増するPCB使用廃安定器の保管場所に苦慮している。嵩を減らすことが保管場所の確保になるため、容器処理を含めた無害化処理施設の拡充を急ぐべきであると考え、政府の見解を示されたい。

五 環境省は、PCB使用廃安定器からのPCBの飛散や流出等を避ける観点から、PCB使用廃安定器を分解又は解体等せずに保管することが望ましいとしているが、実態はPCB廃棄物として処分する量を減量化するため、PCB使用廃安定器からコンデンサを取り出す産業廃棄物処分業者が増えている。これらの業者に対し分解又は解体をさせないよう指導していることは、実態とかけ離れたものと言わざるを得ない。むしろ、解体における安全性が確保できるよう、設備上の条件を含めた解体ガイドライン

の策定をするなど、現場の実態に即した対策を立てるべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 東日本大震災の被災地において、保管されていたPCB廃棄物のうち、流失したものはどれくらいあるのか。

七 被災地のがれきに混在するPCB廃棄物の取扱いがどのように行われているか示されたい。  
八 被災地の住民に対し、災害廃棄物中のPCB廃棄物の危険性の周知をより徹底すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。  
右質問する。

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員横山信一君提出PCB廃棄物の保管状況等に関する質問に対する答弁書

参議院議員横山信一君提出PCB廃棄物の保管状況等に関する質問に対する答弁書

一について  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル)の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号。以下「特別措置法」という。)第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第十二条の二第二項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない保管を行った事業者に対して廃棄物処理法第十九条の三の規定に基づき改善命令が行われた件数については、環境省の産業廃棄物行政組織等調査に

よれば、平成二十一年度は二件である。これらの事案については、いずれも当該事業者において適切に改善措置が講じられたと承知している。

二について

日本環境安全事業株式会社(以下「会社」という。)におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理料金については、処理施設の建設、維持管理等の必要経費を勘案して会社が設定したものと承知している。

三について

ポリ塩化ビフェニルが使用されている蛍光灯安定器が廃棄物となったもの(以下「廃蛍光灯安定器」という。)を保管する事業者から、特別措置法第八条の規定に基づき都道府県知事及び特別措置法第十九条第一項に規定する政令で定める市の長に届け出られた廃蛍光灯安定器の保管量については、平成十九年度末時点で約六百九万個、平成二十年度末時点で約六百十三万個、平成二十一年度末時点で約六百十二万個と承知しており、大きな変化は生じていない。

四について

政府としては、これまでも廃蛍光灯安定器を処理する施設の整備を推進してきたところであり、平成二十一年七月から会社の北九州事業所において廃蛍光灯安定器の処理が始まっている。今後とも、廃蛍光灯安定器の処理が着実に進められるよう処理体制の確保に取り組んでいくこととしている。

五について

お尋ねの廃蛍光灯安定器の分解又は解体(以下「分解等」という。)については、環境省において「PCBが使用された廃安定器の汚染事例等について」(平成二十二年九月三日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

事務連絡)により、ポリ塩化ビフェニルの飛散等を避ける観点から廃蛍光灯安定器の分解等を行わずに保管することが望ましいこと等について、地方公共団体に対して情報提供を行っているが、廃蛍光灯安定器の分解等が行われる事例が発生していることを踏まえ、同省の「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において、廃蛍光灯安定器の分解等について、法令上の取扱いの明確化や周辺環境への影響のない方法に関する検討の必要性が議論されているところである。

六について

東日本大震災の被災地におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況については、関係県市の調査によれば、平成二十四年四月二十七日時点で、青森県、岩手県、宮城県及び福島県の区域内においてトランス四十一台、コンデンサ百五十九台が保管場所でないことが確認されていると承知している。

七及び八について

東日本大震災で発生した瓦礫の中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の取扱い等に関する留意事項等については、環境省において「廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について」(平成二十三年三月十九日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡)等により、関係地方公共団体に対して情報提供を行うとともに、同省のホームページに掲載して周知を図っている。東日本大震災の被災地においては、これらの留意事項等を参考にして、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が取り扱われていると認識している。

航空自衛隊次期主力戦闘機F-35の導入に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年六月二十七日

佐藤 正久

参議院議長 平田 健二殿

航空自衛隊次期主力戦闘機F-35の導入に関する質問主意書

平成二十四年六月十九日の参議院外交防衛委員会において、渡辺防衛副大臣は、F-35の平成二十四年度調達四機分について、六月二十九日まで引合受諾書(以下「LOA」という。)を締結し、その中には納入時期や価格等が明記される旨の答弁をしている。

右を踏まえ、以下質問する。

一 LOAを六月二十九日までに締結する根拠、締結の意義・効果について、政府の見解を問う。

二 当該LOAでは、F-35のタイプはブロックⅢ、納入時期は二〇一六年度末まで、納入地は日本との旨や、機体本体やエンジン及びミサイル発射のランチャーの価格なども明記されるのか。記載内容如何。

三 二〇一二年三月に米国防省から発表されたセレクトイド・アクイジション・レポート(SAR)によれば、米空軍のイニシャル・オペレイショナル・チェックアウト(以下「IOC」という。)は当初二〇一六年四月を予定していたが、国防省は三十三か月の開発延長を認め、IOCは未定となっている。

通常、米国はIOCが終了しない機体の海外輸出は認めないのが慣例となっているが、我が国が平成二十四年度に調達する四機のF-35

は、米空軍のI O Cが終了しない場合でも例外的に日本への輸出を認めるというのが米政府の立場か。日本政府の認識如何。

四 米国内でブロックⅢの開発は当初の予定より遅れているが、L O Aに記載される二〇一六年度末の段階でブロックⅢが開発完了していない場合、日本政府としては、納入時期を優先させてブロックⅡ等、ブロックⅢ開発完了以前のバージョンを輸入するか。それとも、納入時期を遅らせてもブロックⅢの開発を待つて輸入する考えなのか。政府の見解を問う。

また、仮に納入時期を優先し、ブロックⅢではないバージョンを二〇一六年度末に輸入した場合、L O A違反として、ブロックⅢへの改良費用は米国が負担すると理解して良いのか。政府の見解を問う。

五 当該L O Aには、平成二十四年度調達四機分の整備部品等の初度部品や兵装は含まれないとの理解で良いか。含まれない場合、二〇一六年度末までに、四機分の初度部品や兵装を調達すると理解して良いのか。政府の見解を問う。

六 平成二十四年度調達四機分を除いた今中期防衛力整備計画期間中に調達予定の八機については、ブロックⅢの開発状況の遅れから、豪州のように調達時期を二、三年先送りし、量産体制に入るのを待ち、価格を抑えつつ完成品を調達すべきとの意見もあるが、政府の見解如何。また、量産体制に入る前に、平成二十五年以降の調達分を契約する可能性はあるのか。政府の見解を示されたい。

七 平成二十四年度調達四機分を除いた今中期防衛力整備計画期間中に調達予定の八機については、日本での最終組立て要領(以下「F A C O」という。)の日米合意が決定してから調達すべきだと考えるが、政府の見解如何。

また、国内の技術基盤の維持、有事における整備の自己完結性の観点からも、F A C Oに日本企業が多く関与するよう交渉すべきと考えますが、政府の見解如何。

八 二〇一四年度米国防予算において、F - 35の取得価格が明確になるのが来年二月と聞く。それを待つて平成二十四年度調達四機分以外の八機については契約すべきと考えるが、政府の見解如何。

九 当該L O Aは締結後、その一部やサマリー等を公開する考えはあるのか。政府の見解を示されたい。

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員佐藤正久君提出航空自衛隊次期主力戦闘機F - 35の導入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出航空自衛隊次期主力戦闘機F - 35の導入に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十四年度予算に計上している次期戦闘機F - 35A四機について、米国の有償援助により平成二十八年度末までに納入されるためには、その製造に要する期間だけでなく、引合受諾書への署名後に同国政府がF - 35Aを製造する企業と契約を締結するための手続に要する期間も考慮して、平成二十四年六月末までに引合受諾書への署名が完了する必要がある旨、同国政府から説明を受け、同月二十九日、引合受諾書に署名したところである。

二及び九について

今般署名した引合受諾書においては、ブロック3ソフトウェアを搭載していることを含む機体の仕様、二千十七年三月三十一日までとする納入予定時期、機体本体、エンジン、その他の装備品等の価格等が記載されており、また、納入地については、納入される機体を用いた教官操縦士の養成を米国内で行うことも視野に入れているが、記載事項の詳細については、同国政府から非公表とすることとされており、お答えできない。

なお、当該引合受諾書に署名したこと及びその概要については、平成二十四年六月二十九日に公表したところである。

三について

米国の有償援助においては、同国政府による運用試験・評価が完了せず、量産段階に移行していない装備品については、原則として、販売しない方針となっており、その場合、同国政府は当該装備品の販売に係る引合受諾書に署名しないものと承知している。しかしながら、今般、同国政府はF - 35Aに係る引合受諾書に署名しており、我が国へのF - 35Aの販売については、既に、当該方針を免除する手続が米国内で完了しているものと承知している。

四について

今般の次期戦闘機の機種選定においては、我が国は、提案者に対し、提案内容の厳守を求めてきているだけでなく、機種選定後の平成二十四年一月下旬には、米空軍参謀長より、提案内容を厳守する旨の航空幕僚長宛ての誓約書を受領している。

また、同年五月二十二日から二十六日までの間、神風防衛大臣政務官が訪米し、防衛省の要求する平成二十九年三月末までに米側の提案内容

容どおりの機体を納入するよう要請したのに対し、米側からは提案内容の実現に全力を尽くす旨発言があった。

さらに、防衛省は、平成二十四年六月下旬に、米国防省のF - 35開発責任者より、平成二十九年三月末までにブロック3ソフトウェアを搭載した航空機を納入する旨のレターを改めて受領している。

こうしたことから、防衛省の要求する期限までに、ブロック3ソフトウェアの搭載も含め、同省の要求する性能を備えた機体が納入されるものと考えている。政府としては引き続き、防衛省の要求する期限までに米側の提案内容どおりの機体を納入するよう米国へ要請していくこととしている。

五について

今般署名した引合受諾書には、平成二十四年度予算に計上したF - 35A四機に係る初度部品及びランチャー、パイロン等の装備品の調達が含まれているが、ミサイル等の弾薬の調達については、現時点で決まっていない。

六及び七について

「中期防衛力整備計画(平成二十三年度〜平成二十七年年度)」「平成二十二年十二月十七日閣議決定。以下「中期防」という。では、その期間中にF - 35Aを十二機整備することとされており、平成二十四年度予算にはこのうち四機分の取得関連経費を計上した。

平成二十五年度以降の機体の調達については、F - 4戦闘機の減勢状況、財政状況、F - 35の開発状況等を総合的に勘案し、検討することとなる。なお、日本国内におけるF - 35Aの最終組立・検査(以下「F A C O」という。)については、同年度から開始できる旨の提案が

米政府から行われており、現在提案の実現に向け米政府等との間で協議・交渉を行っているところである。

また、F-15Aの製造に係る我が国国内企業の参画の在り方については、米政府等との間で協議・交渉を行っているところであるが、防衛省としては、できる限り多くの国内企業が参画できるよう配慮してまいりたい。なお、FACは機体の各構成品の最終組立を行い、検査するという一連の作業工程からなるものであり、防衛省としては三菱重工株式会社が担うことを想定し、協議・交渉を行っているところである。

八について  
中期防の期間中に整備することとされているF-15A十二機のうち、平成二十四年度予算に基づき調達する四機を除く八機については、平成二十五年度以降に契約手続を行うこととなる。

シリアの治安情勢に関する再質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年六月二十八日

参議院議長 平田 健二殿

佐藤 正久

シリアの治安情勢に関する再質問主意書  
報道によれば、二〇二二年六月二十六日、シリアのアサド大統領は閣議において、「あらゆる角度から見てわれわれは真の戦争状態にある」と宣言した。さらに、「戦争状態にあるとき、全ての政策やあらゆる組織、部門は戦争の勝利に向けて動く必要がある」と述べ、総動員態勢で反体制派を壊滅させるよう命じたという。

また、「シリアの治安情勢に関する質問主意書」(第百八十回国会質問第一二〇号)に対する答弁書(内閣参質一八〇第二二〇号)において、日本政府はシリア国内情勢について、PKO派遣の原則が保たれているとの見解を示している。

右を踏まえ、以下質問する。

一 シリアのアサド大統領の「真の戦争状態」の発言を、日本政府は確認しているのか。また、確認するため、日本政府はどのような手段を講じ、また、当該発言をどのように評価しているのか、明らかにされたい。

二 同大統領の前記発言を受けて、アサド政権はこれまで以上に反政権側に対して、軍事的攻勢を強めていると、日本政府は認識しているのか。また、政権側の反政権側への武力攻撃状況について、どのように把握しているのか、明らかにされたい。

三 首都ダマスカス近郊においても、野戦砲等を用いた大規模な戦闘が発生しているとの人権監視団体の報告がある。日本政府は、それらの情勢について、国連や現地派遣部隊、あるいは外交ルートを通じて確認しているのか。また、ダマスカスの現在の治安状況を日本政府がどのように認識しているのか、明らかにされたい。

四 ダマスカスには、国連兵力引き離し監視隊(以下「UNDOF」という)のダマスカス事務所も存在し、通常、我が国のUNDOF派遣部隊も輸送任務を実施している。現在のダマスカス及びその周辺の治安状況は、我が国派遣部隊の輸送任務が安全かつ円滑に実施可能であると認識しているのか。あるいは、一時休止や中断に該当する情勢と判断しているのか、日本政府の見解如何。また、更なる治安状況の悪化に伴い、我が国の派遣部隊のダマスカスへの輸送任務を休止、あるいは中断する可能性如何。

五 シリア軍将兵の国外逃亡や首都での大規模な

戦闘発生について、アサド政権が権力を失いつつあるとの見方があるが、日本政府の見解如何。

六 六月二十六日段階で、シリア国連監視団が、治安悪化を理由に監視活動を休止している。当該国連監視団の活動が休止している地域には、一般的には我が国のUNDOF派遣部隊は輸送任務を行わないとの認識で良いか、日本政府の見解如何。

七 同大統領の「戦争状態」発言及び前記発言を受けての政権側と反政権側との戦いについて、我が国のPKO派遣の前提が担保されているとの認識であるか、日本政府の見解如何。  
右質問する。

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員佐藤正久君提出シリアの治安情勢に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出シリアの治安情勢に関する再質問に対する答弁書

一について

シリア・アラブ共和国(以下「シリア」という)のバッシュール・アサド大統領が、本年六月二十六日(現地時間)の新内閣閣僚宣誓式後の初閣議において、「我々はあらゆる側面において真の戦争状態にある。この言葉が意味することの全ては、我々が戦争状態にあるなら、我々の全ての政策及び意識、全ての部門がこの戦争と戦場における勝利のために向けられなければならない」と発言したことはシリアの国営放送の発表を通じて承知している。我が国は、これまで累次にわたりシリアにおける全ての暴力を断固として非難し、暴力の行使を即時停止する

よう働きかけを行ってきており、当該発言は、こうした我が国の立場に反するものである。また、シリア政府は、アナン国際連合・アラブ連盟共同特使がシリア政府、シリア反体制派及びその他全ての関係者による暴力停止等のために行った六項目の提案を同年三月に受け入れたとされているが、当該発言は、当該提案のうち、特に「居住区内及びその周辺における部隊の展開の即時停止、重火器の使用停止及び軍隊の撤退開始」という項目を遵守する意思がシリア政府にはないことを示していると考えており、したがって、シリアの情勢は、極めて深刻な状況にあると認識している。

二について

バッシュール・アサド大統領の御指摘の発言以降、シリアの情勢が特段に悪化したとは一概には言えないと考えるが、シリアにおいては、十五か月以上にわたり弾圧と暴力が続いており、連日各地において多数の死傷者が発生していることから、シリアの情勢は極めて深刻な状況にあると認識している。

三について

政府としては、シリアの情勢について、在ヨルダン日本国大使館内の在シリア日本国大使館臨時事務所等及び国際連合兵力引き離し監視隊(以下「UNDOF」という)に派遣されている自衛隊部隊(以下「UNDOF派遣部隊」という)等を通じて、UNDOFを含む国際連合等から情報収集を行っている。ダマスカス市内における死傷者は、他の地域と比較して少ないものの、ダマスカス近郊においては、連日、多数の死傷者が発生していることから、ダマスカス近郊の治安状況は、極めて深刻な状況にあると認識している。

四について

UNDOF派遣部隊は、これまでUNDOF

の活動に必要な日常生活物資等の輸送を行ってきたところであるが、このうちダマスカスとUND OFの宿营地との間の輸送は、三について述べたダマスカス近郊の治安状況等に鑑み、UND OFの司令官が本年六月下旬に指図の内容を変更したため、UND OF派遣部隊は行っていない。

五について  
シリアの情勢は極めて深刻な状況にあり、アサド政権の現状は予断を許さない状況にあると考えている。政府としては、引き続き、今後のシリアの情勢を注視していくこととしている。

六について  
UND OF派遣部隊の業務については、国際連合シリア監視団が活動を休止しているか否かにかかわらず、同部隊の要員の安全に十分配慮して実施すべきことは当然であり、同部隊の部隊長等は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第八条第一項の規定により定めた実施要領に従って、同部隊の安全を確保する等所要の措置を講ずることとなる。

なお、四についてでお答えしたとおり、ダマスカスとUND OFの宿营地との間の輸送は、現時点では行っていない。

七について  
お尋ねの「PKO派遣の前提」の意味するところが必ずしも明らかではないが、UND OFについては、先の答弁書(平成二十四年五月二十九日内閣参質一八〇第一二〇号)五について述べた我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則が、現時点においても満たされていると考えている。

病院の初診に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年六月二十八日

丸山 和也

参議院議長 平田 健二殿

病院の初診に関する質問主意書

病院と診療所の機能分担を図るため、他の保険医療機関等からの紹介なしに二百床以上の病院を受診した患者については、自己の選択に係るものとして、初診料を算定する初診に相当する療養部分につき、その費用を患者から徴収できることになっている。

ただし、厚生労働省保険局医療課長通知によると、この初診に係る特別の料金を徴収できるのは、患者への十分な情報提供を前提として、当該病院を受診するという患者の自由な選択及び特別料金を支払うという同意があった場合に限られる。

にもかかわらず、病床数二百以上の病院においては、他の医療機関の紹介状がない患者から、同意なしに事実上強制的に同料金を徴収しているという実態がある。

そこで、以下のとおり質問する。

一 保険医療機関は、健康保険法に基づく告示に関する前記通知内容には、厳正に従わなければならないはずである。とすれば、患者が同意しない場合、病院は同料金を徴収できないと考えられるが、この点について政府の見解を問う。  
二 二百床以上の病院は、他の医療機関の紹介状がない患者に対して、同料金があくまで同意に基づき徴収されるものであることを周知させていない。その結果、多くの患者は、同意の有無に関係なく支払わなければならないものと錯誤に陥っている。この実態は、前記通知の趣旨に

反し、好ましくないものであると考えるが、政府の見解を問う。

三 患者が同料金の支払に同意せずに医師に診療を求めた場合、医師がその求めを拒否することは応召義務に違反することになるのか、政府の見解を問う。  
右質問する。

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員丸山和也君提出病院の初診に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員丸山和也君提出病院の初診に関する質問に対する答弁書

一及び二について

保険医療機関が患者からお尋ねの料金を徴収するに当たっては、当該保険医療機関が当該患者に対して十分な情報提供を行った上で、当該患者の同意を得ることが必要であり、当該保険医療機関が当該患者に対して十分な情報提供を行わず、又は当該患者の同意を得ないで、当該患者から当該料金を徴収していることが判明した場合は、当該保険医療機関に対して厚生労働省地方厚生局長(地方厚生支局長を含む。)等による指導が行われるものと考えている。

三について

医師法昭和二十三年法律第二百一十九号第十九条第一項の規定による診療に應ずる義務の有無を判断するに当たっては、同項にいう正当な事由の有無を個々の事例に即して具体的に検討することが必要であり、お尋ねについて、一概にお答えすることは困難である。

四国電力伊方原発沖の活断層と伊方原発三号機再稼働に関する再質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年六月二十八日

福島みずほ

参議院議長 平田 健二殿

四国電力伊方原発沖の活断層と伊方原発三号機再稼働に関する再質問主意書

先般、私が提出した「四国電力伊方原発沖の活断層と伊方原発三号機再稼働に関する質問主意書」(第百八十回国会質問第一四三三号)に対する答弁書(内閣参質一八〇第一四三三号)を受領したが、不明確な事項があることから、以下のとおり再質問する。

一 前記答弁書における「科学的・技術的知見の定義とは何か。最新の科学的・技術的な発見や報告は、学会や学術誌などで多数提起されていると承知するが、どの時点で「科学的・技術的知見」となるのか。

二 前記質問主意書で、原子力発電所の耐震安全性評価は、最新の科学的知見を反映させて行うべきと考え、政府の見解と取組方針を質問したところ、前記答弁書では「経済産業省原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)においては、原子力事業者に対し、耐震安全性に係る新たな知見を継続的に収集し、耐震安全性評価に反映すべきと考えられる知見について、保安院に定期的に報告することを求めている」とあり、報告を受けた知見については、専門家の意見を聴取した上で、耐震安全性評価に反映すべきと考えられるものについて、原子力事業者に対して、これを踏まえた耐震安全性評価を再度行うことを求めることとしている」とある。この定期的な

報告とは、どの程度の頻度で求めているのか、その具体的な報告の回数を含めて明示された。また、過去十五年間に原子力事業者から原子力安全・保安院に報告された「耐震安全性評価に反映すべきと考えられる知見」について報告した原子力事業者名とその報告内容・日時を具体的に示されたい。

三 過去に原子力事業者から報告された「耐震安全性評価に反映すべきと考えられる知見」は、最新の科学的・技術的知見をすべて網羅しているか、報告に漏れはなかったのかどうか、政府は報告書を受け取った後に、再度修正や訂正を求めて、再提出を要請したことはあるのか、事実関係を示されたい。

四 最新の「耐震安全性評価に反映すべきと考えられる知見」について、政府としても独自に収集し、耐震安全性評価に反映すべきと考えるが、そのような体制・制度を構築する方針はあるのか。

五 前記質問主意書で「地震調査研究推進本部」による地震活動の評価が、原発の耐震安全性の見直しなどにどのように反映されていくのか質問したところ、前記答弁書では「今後も、地震本部の活動により得られた知見について、必要に応じ耐震安全性評価に反映していくよう原子力事業者に対して求めていくこととしている」とある。地震調査研究推進本部の活動によって得られた知見に基づいて、政府が原子力事業者に耐震安全性評価に反映していくよう求めた事例（過去十五年間）について、その原子力事業者名と耐震安全性評価に反映を求めた内容を具体的に示されたい。

六 前記質問主意書で、伊方原発の活断層群に対し地震調査研究推進本部が、「複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら六つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない」、「マグニチュード八・〇程度もしくはそれ以上の地震が発生すると推定」していることにに対し、四国電力が「マグニチュード七・七を代表」させて原発の耐震安全性評価を行うことは妥当かどうか質問したところ、前記答弁書では「同社において詳細な地下構造調査を行い、一部改訂前の中央構造線断層帯（金剛山地東縁―伊予灘）の長期評価も踏まえた上で基準地震動を策定しており、その耐震安全性評価の結果については妥当であると考えている」とある。私が質問した主旨は、中央構造線断層帯の長期評価ではなく、「マグニチュード八・〇程度もしくはそれ以上の地震が発生すると推定」されているのに、「マグニチュード七・七を代表」させて原発の耐震安全性評価を行うことが妥当なのかという点である。再度、妥当と判断する理由について、詳細に説明されたい。

七 「マグニチュード七・七の地震」と「マグニチュード八・〇程度もしくはそれ以上の地震」は、その地震動、被害の大きさについて、どの程度の違いがあるのかを示されたい。特に、伊方原発の活断層群で「マグニチュード八・〇」の地震が発生したときに、伊方原発の敷地ではどの程度の強さの地震動が観測されると予測されるか、具体的な数値で示されたい。

八 四国電力から過去二十年間にわたって原子力安全・保安院もしくはその前身組織に報告された「耐震安全性評価に反映すべきと考えられる知見」について、その時期と内容を具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十四年七月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員福島みずほ君提出四国電力伊方原発の活断層と伊方原発三号機再稼働に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出四国電力伊方原発の活断層と伊方原発三号機再稼働に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書（平成二十四年六月二十二日内閣参質一八〇第一四三号）一についてで答えした科学的・技術的知見（以下単に「知見」という。）とは、例えば、地質調査やシミュレーション解析等、国内外の研究機関等における耐震安全性に係る研究により得られた知見であって、当該研究の成果が学会や学術誌等において公表されたものを指す。経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、原子力事業者に対し、耐震安全性に係る新たな知見を継続的に収集し、原子力施設の耐震安全性に係る評価（以下「耐震安全性評価」という。）に反映すべきと考えられる知見（以下「反映すべき知見」という。）について、平成二十一年度以降、各年度末までに得られたものを翌年度の四月末までに保安院に報告することを求めている。また、何が新たな知見に該当するかについては、主観的な判断によらざるを得ない面があることから、保安院は、原子力事業者に対し、反映すべき知見を選定した方法や反映すべき知見には該当しないものの関連する参考情報等についても併せて報告することを求めている。

これまでに、原子力事業者からは、平成二十

一年度分、平成二十二年度分及び平成二十三年分について反映すべき知見等に係る報告を受けており、このうち、平成二十二年度分については、東日本大震災の影響により、当初は反映すべき知見を選定した方法等に係る原子力事業者からの報告が不十分であったことから、保安院は追加的な報告を求めた上でこれを受けており、平成二十三年九月二日に、反映すべき知見として、東北電力株式会社、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構から、東日本太平洋沖における巨大連動型地震に関する知見及び東北地方太平洋沖地震の影響によって発生した新たな地震に関する知見について報告を受けている。また、平成二十三年度分については、平成二十四年四月二十六日に、反映すべき知見として、東京電力及び中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）から、プレート間で発生した巨大連動型地震に関する知見及び海溝型巨大地震の影響によって発生した新たな地震に関する知見について、東京電力から、富山湾周辺を震源とする津波水位に関する知見及び日本海東縁部を震源とする地震による津波水位に関する知見について、中部電力から、南海トラフの巨大地震による震度分布・津波の高さに関する知見について、それぞれ報告を受けている。

四について

独立行政法人原子力安全基盤機構においても、原子力事業者とは別個に耐震安全性に係る新たな知見の収集を行っており、保安院はその結果を共有している。

五について

保安院が平成十八年九月二十日に発出した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指



針」等の改訂に伴う既設発電用原子炉施設の耐震安全性の評価等の実施について」においては、全ての原子力事業者に対し、耐震安全性評価に用いる地震の選定に当たって、「地震調査研究推進本部、中央防災会議等による地震・地震動に関する知見を調査・収集すること」を求めており、各原子力事業者においては、例えば、地震調査研究推進本部(以下「地震本部」という。)の地震調査委員会が取りまとめた「震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシビ」を参考として、基準地震動を設定するなど、地震本部の活動によって得られた知見を耐震安全性評価に用いていることについて、保安院は確認している。

六及び七について  
地震本部の地震調査委員会が平成二十三年二月十八日に公表した「中央構造線断層帯(金剛山地東縁―伊予灘)の長期評価(一部改訂)について」において、中央構造線断層帯については、「複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら六つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。(中略)石鎚山脈北縁西部の川上断層から伊予灘の佐田岬北西沖に至る区間が活動すると、マグニチュード八・〇程度もしくはそれ以上の地震が発生すると推定される」としているが、これらの地震により四国電力株式会社(以下「四国電力」という。)の伊方発電所第三号機の敷地において想定される地震動の最大加速度は、約三百二十ガルである。これに対して、四国電力が詳細な地下構造調査を踏まえて行った伊方発電所第三号機の耐震安全性評価においては、伊方発電所第三号機の敷地周辺の断層による地震の中から、当該敷地への影響が最も大きい地震として、当該敷地前面の海域で断層の長さ五十四キロメートルにかけて生

ずると想定されるマグニチュード七・七の地震を代表例としており、これにより当該敷地において想定される地震動の最大加速度は約五百七十ガルであり、これを踏まえた当該耐震安全性評価は妥当であると考えている。

八について  
これまでに、四国電力からは、反映すべき知見に係る報告はなされてない。なお、四国電力からは関連する参考情報として活断層の調査結果等について報告がなされている。

行政刷新会議における規制・制度改革委員会に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年六月二十九日

参議院議長 平田 健二殿 山田 俊男

行政刷新会議における規制・制度改革委員会に関する質問主意書

内閣府行政刷新会議における規制・制度改革委員会と委員会の下に新たに設置された農業ワーキンググループに関して、以下のとおり質問する。

- 一 規制・制度改革委員会の事務局体制について
- 1 規制・制度改革委員会を担当する事務局の名称は何か。また、その事務局の担当職員(研修等により派遣されている者もすべて含む)は何名か。
- 2 前記1のうち、農業ワーキンググループを担当する班等はあるのか。また、その名称は何か。さらに、その担当班の担当職員は何名か。
- 3 前記1のうち、内閣府のプロパー職員及び

出向者はそれぞれ何名か。その出向者の出向元(省庁名、団体名及び会社名)を明らかにされたい。

4 前記3のうち、団体及び民間会社からの出向者について、それぞれの出向期間と給与を支払っている者を明らかにされたい。

5 前記2(農業ワーキンググループの担当班等)に属している者のうち、内閣府のプロパー職員及び出向者はそれぞれ何名か。また、出向者については、出向元(省庁名、団体名及び会社名)を明らかにされたい。

6 前記1の事務局メンバーの選出基準は何か。また、そのうち前記2(農業ワーキンググループの担当班等)への選出基準は何か。

二 農業ワーキンググループの構成員等について

1 農業ワーキンググループの構成員は、どのような基準で決められたのか。

2 農業ワーキンググループの下に、第4クルのテーマが決定して以降、専門委員会などを設置するののか。専門委員会などを設置するとすれば、その構成員はどのように選出するのか。

三 農業ワーキンググループの設置及び第4クルのテーマについて

1 これまで閣議決定された農業関連の検討事項について、第3クルにおけるフォローアップが行われている途中であるにもかかわらず、農業ワーキンググループを設置し、第4クルでの議論を行うとした理由について、政府の見解を示されたい。

2 第4クルにおける農業ワーキンググループのテーマは、どのように決めるのか。農業ワーキンググループ構成員の一方的な提案によって決めるのか。

3 前記1の2の事務局(農業ワーキンググ

ループを担当する班等)が、第4クルのテーマの選定にどのように関与するのか。事実上、事務局がテーマの具体化や選定を行っているのではないのか。

4 第4クルのテーマの選定に当たっては、これまでの規制・制度改革に係る閣議決定の内容及びその実施状況等を十分に勘案しているのか。実施状況等を十分に勘案せず、農業ワーキンググループの構成員や事務局、関係閣僚等による固定観念によって、恣意的にテーマが決められているのではないのか。第4クルのテーマの選定理由について、明らかにされたい。

平成二十四年七月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員山田俊男君提出行政刷新会議における規制・制度改革委員会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山田俊男君提出行政刷新会議における規制・制度改革委員会に関する質問に対する答弁書

一の1について

規制・制度改革委員会(以下「委員会」という。)の事務については、内閣府行政刷新会議事務局規制・制度改革担当事務局において処理しており、同事務局の職員は、本年七月四日現在で二十九人である。

一の2について

農業ワーキンググループの事務を担当している職員は、本年七月四日現在で九人である。これらの職員で構成される「班等」は存在しない。

一の3について

お尋ねの「内閣府のプロパー職員」は六人である。お尋ねの「出向者」は二十三人であり、その「出向元」は、総務省三人、厚生労働省二人、公正取引委員会、農林水産省、経済産業省、国土交通省、参議院事務局、味の素株式会社、一般社団法人日本経済団体連合会21世紀政策研究所、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社大和証券グループ本社、株式会社日本政策金融公庫、株式会社三菱東京UFJ銀行、キヤノン株式会社、公益社団法人関西経済連合会、住友商事株式会社、住友生命保険相互会社、トヨタ自動車株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社各一人である。

一の4について

お尋ねの「出向者」の出向期間は二年又は三年であり、当該出向者のいずれについても内閣府から給与が支払われている。

一の5について

お尋ねの「内閣府のプロパー職員」は二人である。お尋ねの「出向者」は七人であり、その「出向元」は、厚生労働省二人、経済産業省、住友商事株式会社、トヨタ自動車株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社各一人である。

一の6について

お尋ねの「選出基準」については、いずれも、本人の経験や適性等を総合的に勘案している。

二の1について

農業ワーキンググループの構成員は、規制・制度改革若しくは農業政策についての識見又は農業の実情についての知見を勘案して選出されたものと承知している。

二の2について

お尋ねの「専門委員会など」を設置するかどうかについては、現時点においては、未定である。

三の1について

農業ワーキンググループは、御指摘の「第三クール」において委員会が実施してきた農業分野の規制・制度改革に関する閣議決定事項のフォローアップ（以下単に「フォローアップ」という。）が終了した後に、その結果や農業分野の規制・制度の現状等を踏まえつつ、更なる規制・制度改革に係る議論が速やかに行われるよう設置されたものである。

三の2から4までについて

今後の農業ワーキンググループの「テーマ」は、同ワーキンググループの構成員の意見等も踏まえつつ、フォローアップの結果及び農業分野の規制・制度の現状等を考慮して選定することとなるが、現時点においては、選定していない。

東日本大震災を踏まえた教訓事項の整理・活用等に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年六月二十九日

参議院議長 平田 健二殿 佐藤 正久

東日本大震災を踏まえた教訓事項の整理・活用等に関する質問主意書

平成二十四年六月十九日の参議院外交防衛委員会において、平成二十三年三月十七日から二十日の間、米国エネルギー省が東京電力福島第一原発

周辺地域の放射性物質を実測した空中モニタリングデータ（以下「米国モニタリングデータ」という。）が外務省に提供されていたが、その情報を公表せず、住民避難にも活用しなかった事に関し、情報を受領した外務省、外務省を通じて情報を受領した経済産業省、文部科学省の各大臣又は大臣政務官から反省の答弁があった。

また、同委員会において、森本防衛大臣から東京電力福島原発の事故を踏まえて、大飯原発のテロ・ゲリラ対策や自衛隊の施設強化、陸上自衛官の定数増員及び東日本大震災の教訓の最終取りまとめ等について言及があった。

一 米国モニタリングデータを官邸が承知したのはいつか。また、外務省、文部科学省及び経済産業省の政務三役が承知したのはいつか、それぞれ具体的に明らかにされたい。

さらに、政府が米国モニタリングデータを公表しなかったのは何故か。その理由を具体的に示されたい。

二 米国モニタリングデータを住民避難に活用しなかったのは何故か、その理由を明確にされたい。SPEEDIのデータを避難に使用しなかったのは、推測値であり、無用な混乱を引き起こさないためと政府は答弁しているが、米国モニタリングデータは実測値であり、推測値ではない。実測値であれば即座に公表し住民避難に活用すべきだったと考えるが、SPEEDIデータ非公表の政府答弁との整合性について、政府の見解を明らかにされたい。

三 米国が米軍機を使用して東京電力福島第一原発付近の空中モニタリングを平成二十三年三月十七日から開始したが、同時期に実施された自衛隊による空中モニタリング実績（実施日・実施機数）、モニタリング結果の公表の有無及び

そのモニタリング結果の住民避難等への活用実績如何。

また、米国政府は日本政府の要請を受け、同年三月二十四日（日本時間）に米国モニタリングデータを公表したが、日本政府が自衛隊によるモニタリング結果を公表しなかった理由如何。さらに、東日本大震災の発災以降、自衛隊機の放射能空中モニタリング器材の整備状況についても明らかにされたい。

四 防衛省は平成二十三年八月に、東日本大震災に関する教訓の中間取りまとめを実施し公表したが、それ以降の教訓事項の発表はない。森本防衛大臣は前記委員会において、できるだけ速やかに最終報告を行うと明言したが、いつまでに当該最終報告を行うのか、政府の見解を問う。

五 大飯原発の再稼働に関し、そのストレステストにはテロ・ゲリラ対策は含まれないとの政府答弁があった。他方、危機管理や安全管理の観点からは、国民保護を含めたテロ・ゲリラ対策は第一義的には政府の責任であると認識している。前記委員会における大臣答弁にもあるように、大飯原発の立地条件や道路素質を考慮した場合、テロ・ゲリラ対策は安全確保の観点から重要な課題と認識しているが、大飯原発のテロ・ゲリラ対策への政府の取組、原発周辺の住民避難・保護の考え方について、政府の見解を問う。

六 国土交通省による「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成十八年国土交通省告示第百八十四号）」では、平成二十七年末までに、少なくとも九割を耐震化することを目標としているが、自衛隊施設の耐震化対策の現状及び平成二十七年末時点での耐震化対策の達成見通しを、陸上自衛隊、海

上自衛隊、航空自衛隊、共同機関等毎にそれぞれ明らかにされたい。  
右質問する。

平成二十四年七月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員佐藤正久君提出東日本大震災を踏まえた教訓事項の整理・活用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出東日本大震災を踏まえた教訓事項の整理・活用等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の米国モニタリングデータ(以下単に「米国モニタリングデータ」という。)について、当時、総理大臣官邸、外務省政務三役及び経済産業省政務三役に報告が行われたという事実は確認されていないが、米国モニタリングデータのうち、平成二十三年三月二十日に外務省事務方が文部科学省事務方に提供したもののについては、同月二十一日に同省事務方から同省政務三役に報告が行われている。

また、当時、政府において、米国モニタリングデータを公表しなかった理由及び住民の避難に活用しなかった理由については、現時点では定かではない。なお、米国モニタリングデータについては、政府が受領した当初は対外公表を前提として提供されたものではなかったことから、これを公表するよう米国に要請しており、その後、同国により公表されている。

三について

防衛省は、平成二十三年三月二十四日から四月一日までの間、文部科学省が関係府省と調整

して定めた計画に基づき、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)の福島第一原子力発電所付近の大気中の放出放射性物質の放射能濃度について、航空自衛隊の固定翼機延べ十一機により測定を実施した。その結果については、文部科学省が公表しているが、避難区域の変更等に活用した事実は現時点では確認できない。

また、防衛省は、東日本大震災への対応から得られた教訓も踏まえ、高線量等の環境下における情報収集を有効に行うため、平成二十三年度第三次補正予算において、陸上自衛隊の無人偵察機システムに線量計を装備させ、その有用性を検証する等の経費として約一億円を計上し、現在、所要の調達を行っているところである。

四について

お尋ねの「最終報告」については、政府における東日本大震災に係る検証等を踏まえ、可能な限り速やかに取りまとめたいと考えている。

原子力発電所のテロ対策については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「規則」という。)において、関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)を含む各原子力事業者に対して、妨害破壊行為等の脅威に備えることを義務付けているところ、平成二十三年十二月に、東京電力の福島第一原子力発電所の事故(以下「本件事故」という。)の教訓を踏まえ、規則を改正し、関西電力を含む各原子力事業者に対し、原子炉施設の電源及び冷却機能の維持に係る屋外の設備を防護する等の対策を講ずることを求めている。また、平成二十四年三月に、国際原子力機関(IAEA)の最新の核物質防護勧告を踏まえ、規則を改正し、関西電力を含む原子力事

業者にに対し、原子力事業者が設置する見張人の詰所が使用できない場合に備えた監視所を設置する等の警備の強化を求めている。加えて、原子力発電所等の警戒警備体制の強化に必要な警察官の増員、放射線防護車等の整備拡充、警察及び自衛隊によるテロ対策共同訓練の実施等、関係機関が連携してテロ対策に取り組んでいるところである。なお、関西電力の大飯発電所を含む各原子力発電所においては、本件事故の教訓を踏まえ、電源や冷却機能の多重化等の事故対策を講じており、こうした対策もテロ対策に資するものと認識している。

また、お尋ねの「原発周辺の住民避難・保護の考え方」については、関係地方自治体において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十三号)に基づき国民の保護に関する計画を、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に基づき地域防災計画を、それぞれ作成しており、これらの計画に沿って、大飯発電所周辺の住民の避難及び保護が行われるものと考えている。

六について

防衛省は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成十八年国土交通省告示第百八十四号)を踏まえ、自衛隊施設の耐震性を確保することに努めることとしており、現在、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び施設等機関等のいづれについても階数が三以上、かつ、床面積の合計が千平方メートル以上の庁舎、隊舎及び病院について、現時点でその具体的な見通しは明らかにできないが、耐震化対策を鋭意進めているところである。

原子力規制委員会設置法、改正原子力基本法、改正原子炉等規制法における「我が国の安全保障に資する」との文言の解釈に関する質問主意書

平成二十四年七月二日

参議院議長 平田 健二殿

加藤 修一

原子力規制委員会設置法、改正原子力基本法、改正原子炉等規制法における「我が国の安全保障に資する」との文言の解釈に関する質問主意書

昨年三月十一日の東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、日本は、少なくとも五回の核エネルギーによる被ばくを経験したことになる。すなわち、広島及び長崎の原爆投下による被ばくであり、ビキニ環礁における水爆実験がもたらした第五福竜丸の被ばく事件であり、初めて日本国内で事故被ばくによる死亡者を出した東海村のJCOの臨界事故の被ばく次に次ぐ経験である。日本は、二百万人近い世界の中でも、極めて希な被ばくを経験していることから、核不拡散、非核三原則を採用してきた。国連の場においても、日本政府は一九九四年以降毎年、核軍縮決議案を国連総会へ提出し、世界各国の圧倒的多数の支持を得て採択されている。昨年十二月の第六十六回国連総会においても、二〇一〇年に引き続いて米国を含む過去最多の九十九カ国の共同提案国を代表して、日本政府が提出した核軍縮決議案(核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動)が、賛成百六十九票、反対一票、棄権十一票の圧倒的賛成多数で採択されたところである。また、日本政府は、FMCT(兵器用核分裂性物質生産禁止条約)の早

期交渉開始、CTBT(包括的核実験禁止条約)の早期発効、核軍縮における透明性の確保、IAEA追加議定書の普遍化など、具体的提案に基づく行動を進めているところである。さらに、現在は、二〇一五年に開かれるNPT(核不拡散条約)再検討会議に向けて積極的な準備を行っているところでもある。

このような状況の下で、昨年三月十一日の東京電力福島原発事故を受けて、原子力発電の安全神話は崩れ去り、新しい原子力規制組織の関係法制の議論が行われてきた。そうした中で、「原子力規制委員会設置法案(衆第一九号)」が衆議院環境委員会において急ぎよ委員会提出法案として起草された。その後、参議院では、六月十五日に本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、環境委員会の審査を経て、会期末が切迫した二十日の本会議において可決・成立したところである。

しかし、環境委員会における審査の最終日に当たった二十日には、法案中の「我が国の安全保障に資する」との文言の意味への疑念が指摘された。

原子力規制委員会設置法の第一条は、「この法律は、(中略)、原子力利用における事故の発生を常に想定し、(中略)、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、(中略)、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」とある。

また、原子力規制委員会設置法の附則第十二条において改正された原子力基本法においても、第二条第一項は、「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」とある。

るところ、同条に第二項を追加して、「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」とある。

さらに、原子力規制委員会設置法の附則第十五条において改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第一条において、「もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」と、全く同様の文言が追加された。

「我が国の安全保障に資する」という文言について、その意味を含めて、軽々に使用されるべきではないとの指摘があり、一部からは、日本が堅持してきた非核三原則を崩すものではないか、との懸念が広がった。しかも、上位法である原子力基本法が同様に改正されたことによって、さらに疑念が広がった。

言うまでもなく、原子力基本法は、原子力規制委員会設置法の上位法に当たる基本法であり、原子力利用を平和の目的に限定した「原子力の憲法」である。「我が国の安全保障に資する」との文言が、日本の核武装化に道筋をつけるのではないかと、この疑念を生じさせ、また、一定の意志の下に日本の核廃絶への道を阻害することが、万が一にもあつては、原子力規制委員会の本来の趣旨に反しかねないものである。さらに、現下の日本の外交に不利益を与えかねないものである点等が指摘されたことも事実である。

政府は、原子力規制委員会設置法、改正原子力基本法、改正原子炉等規制法の有権解釈の責務を有するものであり、これらの三法律に基づいて具体的な施策を展開する役割を持っている。そこ

で、政府の正式な見解について改めて確認するために、以下質問をする。

一 原子力規制委員会設置法の趣旨説明について  
まず、原子力規制委員会設置法案の趣旨説明を取り上げる。趣旨説明においては、「この事故では、原子力を推進する経済産業省に原子力安全・保安院が属するなど、規制機関の独立性が欠如していたことや原子力規制機関に専門的知識を有した人材も能力も欠落していたことなど、我が国の原子力に関する行政についての問題点が次々と明らかとなり、国内外の信頼は、大きく損なわれました。今回の事故の深い反省に立ち、このような事故を二度と起こさないためにも、また、損なわれた信頼を回復するためにも、原子力の安全に関する行政の体系の再構築が喫緊の課題であるとの認識の下で、本案を提出した次第であります。(中略)第一に、この法律の目的として、原子力の安全規制は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するものであることを明確にしております。」とある。このように日本の原子力規制行政等に関して、大きく改革すべきとの世論が形成され、統治機構を大きく変える本法律の成立を目指したものと深く認識している。改めて、趣旨説明にある「我が国の安全保障に資する」との文言の意味は、まさにこの文言が意図している範疇に収まるものであり、それを逸脱するものではないことを改めて確認する。この点に関する民主党政権の見解を問う。

を目的としたものではございません」と明確に答弁した。他の提出者(民主党及び公明党)も同様の趣旨から、「全くその通りです」と答えた。この答弁の趣旨に対する政府の見解を明らかにされたい。

三 原子力規制委員会設置法附則第十二条による原子力基本法改正に関する内閣法制局答弁について  
参議院環境委員会において、与党委員の一人は、原子力基本法の改正について内閣法制局に次のように質疑している。「安全保障というものはスリールというこの範囲の中で使われている問題であつて、将来の日本の核武装でありますとか、非核三原則から逆の道を行くこととか、そういうことにはつながらないという範囲の言葉の意味で使っているんだということがありました」と提出者の答弁を取り上げ、「内閣法制局の御見解として、この立法者の意思というものがこの言葉の語義を設定するというふうにみなすものなのか、あるいは、一般に使われている、安全保障という一般的な普通名詞としての言葉がこの場合にはその解釈として考え得るのか、その点につきまして、内閣法制局にお伺いしたい」と質疑した。この質疑に対して、政府参考人である内閣法制局は「議員立法についての御審議の過程のお話でございますので、本来、私の方の立場からお答えすることはいかにかと思います。特に、今の安全保障についての意義がどうかということについて具体的なお答えをすることは私どもの立場では難しいと思いますが、あえて、今御質問のところを一般論として法律の解釈ということについてお話をしたいと思いますが、一般論として申し上げれば、議員立法であろうが内閣提出の法案であろう

が、一般にその法律の解釈というのは、当該法律の規定の文言ですとか趣旨、その他の規定の整合性等に即して論理的に確定すべき性質のものであると考えられます。その際、特に国会における法案審議の過程等で、発議者あるいは立案者の方の意図が明らかにされている場合には、これらも考慮されるべき重要な一要素であるというふうに考えております。」と答弁した。

これに対して、当該与党委員は、「先ほどの提出者、提案者からのお答えというものがこの場合の該当する条文の言葉の意味であると解釈してよろしいですか。」と質疑し、改正原子力基本法第二条第二項の意味、すなわち「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」を目的として、行うものとする。」との規定における、「我が国の安全保障に資する」に対応する意味であるのかと確認している。しかし、内閣法制局は一部について対応しつつも答弁は不明確である。一般論は一般論であるところ、まず内閣法制局は、「改正原子力基本法における「我が国の安全保障に資する」との文言の解釈を誤解のないように明確にすべきである。この解釈に関する政府の見解を示されたい。」

さらに、この審査の中で、政府参考人の内閣法制局は、「先ほど申し上げたように安全確保という言葉について、今この段階で私も十分に御審議を拝見しているわけではございませんので、それについて少し即答することは難しいでございますけれども、先ほど申しましたように、今後の政府におけるいかなる法律解釈の際においては、こういった発議者あるいは立案者の方の考え方というのは、先ほど申したように重要な考慮要素で、それを踏まえてある程度法

律の解釈をしていくということかと思っております。」と答弁した。委員会当日は、少し即答が難しいとの事であるが、それ以降、一定の期間の経過があり、藤村修官房長官の答弁もある今、法制局を含めて政府の統一見解を明確に示された。

四 改正原子力基本法第二条第二項の「前項の安全の確保」について

改正原子力基本法第二条第二項の「安全の確保が、第二条第二項末尾の「我が国の安全保障に資する」の理由や状況などによつて、逆に制限されるものではないことを敢えて確認する。すなわち、第二条第一項の「安全の確保」も第二条第二項の「安全の確保」も、第二条第二項の「我が国の安全保障に資すること」を目的としたものと捉えるべきと認識しているが、政府の見解を問う。

五 原子力規制委員会設置法及び改正原子炉等規制法について

原子力規制委員会設置法、改正原子炉等規制法に盛り込まれた「我が国の安全保障に資する」との目的規定の解釈についても、政府の見解を改めて明らかにされたい。

六 参議院環境委員会附帯決議の第十一項目について

参議院環境委員会において、原子力規制委員会設置法案に対する全二十八項目からなる附帯決議を行った。その第十一項目は、「我が国の安全保障に資する」の解釈について、「政府は、本法第一条及び本法改正に伴う改正原子力基本法第二条において、原子力の安全の確保の目的の一つに我が国の安全保障に資することが規定されている趣旨について、本法改正により原子力規制委員会が原子力安全規制、核セキュリティ及び核不拡散の保障措置の業務を一元的に

担うという観点から加えられたものであり、我が国の非核三原則はもとより核不拡散についての原則を覆すものではないということを、国民に対して丁寧に説明するよう努めること」を政府に求めている。非核三原則及び核不拡散の原則について、政府の見解を丁寧に説明によって国民に明らかにされたい。

七 細野豪志原発事故担当大臣の答弁について

参議院環境委員会において、細野豪志原発事故担当大臣は、原子力規制委員会設置法及び改正原子力基本法に盛り込まれた「我が国の安全保障に資する」とは核拡散をしない趣旨である」として、核テロ対策や核物質の盗取対策など、核セキュリティ措置を安全保障の事例として強調した。しかし、日本独自の核兵器技術の開発・研究などの軍事転用については、否定の言及はなかった。政府は、国是たる非核三原則に何らの変質もないことを明確に発言すること、また、ここにおける安全保障が、軍事転用や日本核武装化を意味しないことを、改めて明らかにされたい。

八 六月二十一日の藤村修官房長官の会見における「我が国の安全保障に資する」に係るやりとりについて

1 軍事転用につながる懸念に関する記者からの質問について

藤村修官房長官は、「それは誤解だと思ふ。政府はいし我が国の原子力の平和利用の原則、非核三原則の原理はいささかでもゆらぐものではない。政府として軍事転用という考え方は一切もっていない。委員会審議の中でも、提出者、法案提案者からの答弁もしっかりとそのことに触れていると思う。必要ならいまだ答弁を言いますが、簡単に言ってしまうと、『改正後の原子力基本法第二条一項におい

て、従来通り、原子力利用は平和の目的に限定すると規定されており、今般の改正によつて軍事利用に道を開く可能性が生じるとの指摘は全くあたらない。これは答弁ですが、提出者の意思であるということ。と答弁した。この点について、政府の見解を改めて示されたい。

2 政府の運用方針等に関する記者からの質問について

藤村修官房長官は、「我が国の安全保障に資する」との文言は、核セキュリティや保障措置、核不拡散の取組が「我が国の安全保障に資する」ということを踏まえて、原子力規制委員会が原子力安全規制、核セキュリティ及び核不拡散に関する保障措置の業務を一元的に担うことになるとの観点から加えられたものだ」という答弁であり、細野大臣もその趣旨で発言していると思う。累次、法案提出者からもそういう答弁がなされているということ。す。いずれにしても、我が国は、いわゆるNPT(核不拡散条約)上の非核兵器国として、非核三原則を堅持する立場からも、今後とも平和目的に限定した原子力利用をすすめていくことに何ら変わりはない。」と答弁した。この点について、政府の見解を改めて示されたい。

九 従来の政府の非核三原則等の継続性等について

一九六七年十二月十一日、佐藤栄作内閣総理大臣(当時)は、衆議院予算委員会において、「核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まない」というこの核に対する三原則、その平和憲法のもと、この核に対する三原則のもと、そのもとにおいて日本の安全はどうしたらいいのか、これが私に課せられた責任でございます

ます」と、自民党政権下の総理として述べている。

また、日本が核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとの非核三原則を堅持することについては、これまで歴代の内閣により累次にわたり明確に表明されている。政府としては、今後ともこれを堅持していく立場に変わりはないか。日本は、一九五五年に締結された日米原子力協力協定や、それを受けた国内法の原子力基本法及びNPTによって、非核兵器国として核兵器の製造や取得等を行わない義務を負っている。このような点から見ても、日本が核兵器を保有することはないと政府の見解が示されてきた。以上の佐藤総理(当時)の見解及び従来の政府見解について、民主党政権の見解も同様か、改めて明らかにされたい。

右質問する。

平成二十四年七月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員加藤修一君提出原子力規制委員会設置法、改正原子力基本法、改正原子炉等規制法における「我が国の安全保障に資する」との文言の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出原子力規制委員会設置法、改正原子力基本法、改正原子炉等規制法における「我が国の安全保障に資する」との文言の解釈に関する質問に対する答弁書

一、三、五及び七について

原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律

第四十七号。以下「設置法」という。)第一条及び第三条並びに設置法による改正後の原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第二条及び核

原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)第一条において「我が国の安全保障に資する」という文言が規定された趣旨については、平成二十四年六月二十日の参議院環境委員会における原子力規制委員会設置法案の審議や「原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議」(平成二十四年六月二十日参議院環境委員会。以下「附帯決議」という。)等を踏まえ、設置法により原子力規制委員会が原子力安全規制、核セキュリティ及び核不拡散の保障措置の業務を一元的に担うという観点から規定されたものと理解している。お尋ねの同月十八日の参議院環境委員会における原子力規制委員会設置法案の趣旨説明にある「我が国の安全保障に資する」との文言は、設置法第一条の規定内容の説明において使われたものであり、その趣旨についても同様のものであると理解している。

原子力基本法第二条の原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り行うものとする旨の規定内容は、設置法による原子力基本法の改正前後を通じて変わるところはなく、設置法は、我が国の原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限るという方針に何ら影響を及ぼすものではない。また、野田内閣としては、非核三原則を堅持していく方針に変わりはない。

お尋ねの平成二十四年六月二十日の参議院環境委員会における原子力規制委員会設置法案の審議での答弁の趣旨については、設置法第一条並びに設置法による改正後の原子力基本法第二

条及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第一条において「我が国の安全保障に資する」という文言が規定された趣旨について、設置法により原子力規制委員会が原子力安全規制、核セキュリティ及び核不拡散の保障措置の業務を一元的に担うという観点から規定されたものであり、「全く非核三原則、そして軍事転用を目的としたものではないことを説明したものと理解している。

四について  
設置法による改正後の原子力基本法第二条第一項及び第二項における「安全の確保」については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として行うものと理解している。

六及び九について  
原子力基本法第二条の原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り行うものとする旨の規定内容は、設置法による原子力基本法の改正前後を通じて変わるところはなく、設置法は、我が国の原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限るという方針に何ら影響を及ぼすものではない。また、野田内閣としては、非核三原則を堅持していく方針に変わりはない。我が国は、核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号)上の非核兵器国として、核兵器等の受領、製造等を行わない義務を負っている。

政府としては、附帯決議も踏まえて、我が国の原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限るという方針を国民に対して適切に説明していくこととしている。

お尋ねの平成二十四年六月二十一日の記者会

見における藤村内閣官房長官の発言は、一、三、五及び七について述べた政府としての理解及び方針を説明したものである。

シリアの情勢に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年七月二日

山谷えり子

参議院議長 平田 健二殿

シリアの情勢に関する質問主意書

日本政府は平成二十四年六月二十九日の閣議で、シリア政府が鈴木シリア大使を「ベルソナ・ノン・グラータ(好ましくない人物)」と通告したことを受け、大使を帰国させることを決定した。

また、シリアのアサド大統領は平成二十四年六月二十六日、二十三日に発足させたヒジャブ新内閣の閣議に出席し、「我々は真の戦争状態にある」と宣言した。

このような悪化する情勢の下で、現在もゴラン高原に国連兵力引き離し監視団(UNDOF)が展開し、日本政府も部隊を派遣している。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 日本政府がシリア大使を帰国させることを閣議決定し、かつ、現シリア政権が真の戦争状態にあると宣言した状況に鑑み、現在のシリア国内の治安情勢はPKO参加五原則に合致しているか、日本政府の見解を示されたい。  
二 シリア南西部ゴラン高原地域は、内地域ではないと判断する具体的理由を示されたい。  
三 現在、ゴラン高原に派遣されている自衛隊員



は、イスラエル側とシリア側双方に何人派遣されているか。また、どのような支援活動を行っているか示されたい。

右質問する。

平成二十四年七月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員山谷えり子君提出シリアの情勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出シリアの情勢に関する質問に対する答弁書

一について

国際連合兵力引き離し監視隊(以下「UNDOF」という。)については、UNDOFの活動地域において、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第三條第一号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意としてイスラエル国及びシリア・アラブ共和国(以下「シリア」という。)間の合意があり、かつ、同号に規定する国際連合の統括の下に行われる活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者であるイスラエル国及びシリアの当該活動が行われることについての同意並びに同法第六條第一項第一号に規定する紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国であるイスラエル国及びシリアの我が国の国際平和協力業務の実施についての同意は得られている。また、当該活動は、イスラエル国及びシリアのいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されている。

同条第十三項第一号に掲げる場合には、同法第八條第一項の規定により定めた実施要領に従って当該業務を中断することとなり、さら

に、派遣の終了が必要であると認めるとき、又は適當であると認めるときは、同法第六條第十三項に規定する実施計画の変更を閣議により決定し、我が国の要員の派遣を終了することとなる。

我が国の要員の武器の使用については、同法第二十四條等に定めるところによる。

以上を踏まえ、政府としては、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則が、現時点においても満たされていると考えている。

二について

御指摘の「内戦地域」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「内戦」については、国際法上その具体的な意味について、確立された定義があるとは承知しておらず、お尋ねの「シリア南部ゴラン高原地域」の状況がこれに該当するかどうかについて判断することは困難である。

三について

現在、昭和四十九年(千九百七十四年)五月にイスラエル国とシリアとの間で締結された兵力引き離し協定に規定する兵力引き離し地帯(以下単に「兵力引き離し地帯」という。)の東側に位置するキャンプ・ファウアールに、広報、輸送及び重機材整備の業務に関する企画及び調整等の業務を行う司令部要員三名及びUNDOFの活動に必要な日常生活物資等の輸送及び道路等の補修等の業務を行うゴラン高原派遣輸送隊の要員十二名を派遣している。また、兵力引き離し地帯の西側に位置するキャンプ・ジウア二に、同輸送隊の要員三十一名を派遣している。

(参照)  
七月十日議長において、左のとおり議席を変更した。

|     |     |      |
|-----|-----|------|
| 一七  | 徳永  | エリ君  |
| 二五  | 舟山  | 康江君  |
| 四八  | 増子  | 輝彦君  |
| 四九  | 福山  | 哲郎君  |
| 五〇  | 郡司  | 彰君   |
| 六三  | 田城  | 郁君   |
| 六四  | 難波  | 樊二君  |
| 六五  | 江崎  | 孝君   |
| 六六  | 有田  | 芳生君  |
| 六八  | 吉川  | 沙織君  |
| 六九  | 大久保 | 潔重君  |
| 九四  | 小川  | 敏夫君  |
| 一〇六 | 米長  | 晴信君  |
| 一〇八 | 小見山 | 幸治君  |
| 一〇九 |     |      |
| 一一四 | 梅村  | 聡君   |
| 一一五 | 松浦  | 大悟君  |
| 一一六 | 中谷  | 智司君  |
| 一一七 | 植松  | 恵美子君 |
| 一四一 | 高橋  | 千秋君  |
| 一四二 | 羽田  | 雄一郎君 |

明治三十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

|                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| 発行所                              |              |
| 〒一〇五―八四四五<br>二番四号<br>独立行政法人国立印刷局 | 東京港区虎ノ門二丁目   |
| 電 話                              |              |
| 03<br>(3587)<br>4294             |              |
| 定 価                              |              |
| (本体<br>三三〇円)                     | 本号一部<br>三三〇円 |